

研究ノート

戦後日本の製粉工業（下）

——従属的国家独占資本による再編過程——

中 内 清 人

はじめに

一、原料麦編成替

- 1 輸入小麦と独占資本の再生
- 2 輸入小麦と製粉工業

二、食糧危機下の製粉工業育成

- 1 食糧統制（委託加工方式）と製粉工業
- 2 委託加工方式下の製粉工業育成（以上二三巻三号）

三、輸入小麦の増加過程における製粉工業政策の転換

- 1 委託加工方式下の製粉工業抑制・整理
- 2 原麦「買取加工論」の抬頭

四、原料麦編成替後の中小企業の没落

- 1 中小企業の没落
- 2 製粉資本の蓄積と原麦割当方式の変遷

3 米作・酪農と製粉工業

五、「高度経済成長」期の製粉資本の集積・集中

- 1 製粉資本の蓄積

戦後日本の製粉工業（下）

2 商社による系列化

3 国家による原麦売却方式をつうじての集積・集中促進政策

六、「開放経済体制」下の製粉工業「近代化」政策

- 1 独占資本による「近代化」論
- 2 政府による「近代化」政策

(1) 食品コンビナート

(2) 中小企業整理政策

む す び

三、輸入小麦の増加過程における製粉工業政策の転換

1 委託加工方式下の製粉工業抑制・整理

(一)

自由競争下では、企業間競争は生産諸条件を基礎に直接おこなわれる。しかし、戦後、製粉工業の委託加工方式にみられるごとく、企業活動が政府の統制下にあるばあい、企業間競争は

直接的でなく、国家政策を媒介にしておこなわれる。すなわち、製粉工業は、すでにみたとおり、企業間格差は大きく、かつ昭和二、三年に過剰能力をかかえていた。統制下でなければ、原麦編成替を背景に、大企業による小企業の駆逐はより急速におこなわれていたであらう。しかし、原料政府統制下で、加工賃(利潤)は程度の差はあれ保障されている委託加工方式という条件下では、企業間競争は直接的ではない。しかし、政府に、昭和二三〜四年以降、製粉能力の抑制・整理策をとらしめる条件が生れた。すなわち、余剰麦と対日占領政策の転換による小麦輸入量の増加、国内産米麦量の増加、またドッジ・ライン下の不況と低農産物価格政策などによる農家の窮迫販売などでの米の出货量の増加などによって、米以外の食糧の配給辞退がおこった。昭和二三年末より、いも類の配給辞退が増加し、これにつづいて、麦類と小麦粉の配給辞退量も増加した。昭和二四米穀年度の麦類、および小麦粉の配給辞退量は一万五、〇〇〇トンで配給計画量の六%、二五米穀年度は三七万八、〇〇〇トンとなり、計画量の一一・六%を占めた。

政府は、少数の大工場の操業度を高め、加工賃を低く保ち、低価格小麦粉を供給し、米価を圧迫し、低米価低賃銀政策を推し進めるためにも、また、ドッジ・ラインの緊縮財政政策下で、財政的にも零細製粉工場を整理する必要性が生じた。政策上は、整理はほとんどおこなわれず、新增設の抑制、小麦粉品質の向上(これは、企業間の生産諸条件の差を統制下で作用させる)、

原麦の大企業への割当集中政策が積極的にとられたのである。政府の当時の製粉工業政策は、原麦売却方針にあらわれている。まずこの方針を中心に、整理・淘汰政策をみよう。

政府はすでに、昭和二二年六月中旬には、二二年産麦割当方針として、「製品品質の向上および不正防止」のため、粗悪製品をだした工場、および不正をなした工場にたいしては原料の加工割当の停止または削減、および優良品をだした工場には原料の加工割当を増加するなどを決定している⁽⁶²⁾。また、同年、一・五トン未満の零細工場は契約を解除されている⁽⁶³⁾。しかし、過剰能力・新增設抑制問題が最初に公的機関で重要議題としてとりあげられたのは昭和二三年四月一日の穀類加工審議会⁽⁶⁴⁾である。ここでは新增設を認めるべき優秀工場⁽⁶⁵⁾の定義をめぐって論議がおこなわれたといわれる。穀類加工審議会では、その後七月以降、新增設抑制問題を検討し、八月に政府は抑制の方針を決定している。これによると新增設(改良)工場は、原則として、農林省で許可をえたもののみとする。内麦加工工場で逆輸送の必要ある地域では、新增設の決済を本省でおこなう。原料精選機は必ず設備する。高速度製粉工場は数分離機の設置を必要とするも資金資材の現状よりして、能力五〇馬力以上の、立地条件、信用度の良い工場について考慮する。ただし能力増加は認めない。今後の新增設加工工場にたいしては、資金資材および電力の斡旋はおこなわない。小型ロール製粉工場については能力の増加は認めない。しかし工場設備補修については考慮す

る。基準以下の小工場の企業合同は認めない。自己資金および手持資材で新增設（高速度の穀分離装置を除く）をおこなったばあい、原料および資材の割当は認めない。歩留六〇%—九二%のいかなる製品も均一かつ合理的に製造可能なものであること⁽⁶⁶⁾などとされていた。

七月一日以降の麦類加工実施要領（昭和廿三年七月一日以降加工の廿三年産内地産及び輸入麦類及雑穀の加工実施要領）においてすでにこの方針の一部は実現している。まず、均一良質の製品を生産する、原穀配給は原則としておこなわず加工期限は厳守する、などがあげられているが、特徴的な点は超過加工賃が廃止（規定歩留の範囲内での品質向上）されたことにある。さらに加工賃は二等粉を標準にして、一等粉には報奨加工賃、三等粉と不合格製品にたいしては加工賃の削減、賠償金の取立てをおこなうなどの品質格差政策が強化されており、常時優良品を期限内に納入する工場への次期割当量の増加と、不良工場にたいしては割当削減、または契約解除をおこなうなどの劣悪設備の製粉工場を整理する政策がもられている⁽⁶⁷⁾。

またこの新增設抑制・製品品質重視の一環として、小麦粉加工賃の等級間格差拡大策がとられた。昭和二年七月改訂の加工賃では、二等粉加工賃を一〇〇とすれば、二等粉加工賃は九一、三等粉加工賃は八二であったが、昭和二四年七月改訂の加工賃では、一等粉加工賃一〇〇にたいして、二等粉加工賃は八二、八六、三等粉加工賃は七〇、七一となっている。昭和二四年四

戦後日本の製粉工業（下）

(表26) 小麦粉等級別加工賃

(小麦粉裸22kg)

年	工場分類	原料種類	1等粉	2等粉	3等粉
昭和二三年七月	1—(1)	内産	円 25.60	円 23.30	円 21.00
		外産	27.65	25.15	22.65
		玉蜀黍	28.60	25.70	—
	2—(1)	内産	30.60	27.85	25.10
		外産	33.40	30.40	27.40
	2—(2)	内産	34.10	30.70	—
		外産	34.35	30.90	—
	3	内産	35.30	31.80	—
外産		36.00	32.40	—	
昭和二四年七月	中央割当場	内産	24.50	21.40	17.40
		外産	27.40	23.40	19.40
	その他の工場	内産	31.60	26.90	22.15
		外産	33.60	28.85	24.15
			合 格	28.95	
			〃	32.25	
			合 格	35.75	
			〃	39.05	

戦後日本の製粉工業(下)

月から、二五年六月までの工場分類別・等級別小麦粉生産量は表27のとうりである。内麦を例にとれば、全工場平均で、一等粉比率は四一・二%であるが、工場分類別にみれば、一(一)が五八・三%、一(二)は三三・五%、二(一)は三一・九%、二(二)は二一・五%である。外麦を原料とするばあい、全規模をつうじて一等粉比率が高くなるが、この工場規模別の等級別小麦粉加工比率の傾向は同じである。小麦粉等級別加工賃格差拡大がなにをもたらずかは明白であろう。

同じく二三年七月より、製粉工場が中央工場と一般工場に分けられた。これによって政府の差別政策はさらに徹底的なものとなった。すなわち、工場に側線または引込線が有り、駅より近距離で、荷役の便が良く、技術的に優秀とされるものを中央工場とし食糧管理局より直接、原料を割当てられ、製品は工場所在県のみならず、県外にも出荷されることになった。その他は一般工場とされ、各都道府県食糧事務所をかいして間接的に原麦割当てを受け、製品は工場所在県のみに出荷された。

中央割当工場の加工賃は一般工場の加工賃の八四・八% (昭和二四年七月〜一二月)、八一・六% (昭和二五年一月以降) と低位に定められた。しかし加工賃算定の基礎とする操業率は高く、すなわち原麦割当量は多かった。政府の少数工場への割当集中政策である。昭和二四年一月一日現在の中央割当工場は三五工場で全工場数の一・二%、全設備能力の二〇%、全割当基準能力の三二%強、加工実績では四六%を占めている。

(表27) 工場分類別・等級別小麦粉生産割合

(単位・トン)

原麦	小麦等級	工場分類				合計
		1 - (1)	1 - (2)	2 - (1)	2 - (2)	
国内産	一等粉	97,162(58.3)	2,044(33.5)	67,565(31.9)	9,135(21.5)	175,906(41.2)
	二粉 其他	69,539(41.7)	4,058(66.5)	144,371(68.1)	33,138(78.5)	251,106(58.8)
	計	166,701(100.0)	6,102(100.0)	211,936(100.0)	42,273(100.0)	427,012(100.0)
外国産	一等粉	676,794(70.7)	6,336(50.0)	115,394(48.7)	34,254(32.3)	832,778(63.4)
	二粉 其他	281,107(29.3)	6,332(50.0)	121,650(51.3)	71,793(67.7)	480,882(36.6)
	計	957,901(100.0)	12,668(100.0)	237,044(100.0)	106,047(100.0)	1,313,660(100.0)
合計		1,124,604	18,770	448,980	148,320	1,740,672

『麦類政府委託加工工場実態調査報告』食糧庁, 昭和26.3.1. P.3

註 工場分類は表16参照

「昭和二四年一月以降穀類委託加工実施要領」（穀類加工審議会の意見を勘案し、食糧管理局で検討）で、昭和三年度の「実施要領」の方向はさらに徹底化した。「製品の良化は益々強力に推進する」、「製品の良否に対する賞罰を明確にして競って良品を製造する体制を強化する」とされ、全粒粉の廃止、歩留の引下げと一律化（内麦八八％、外麦九二％、昭和二四年七月一日より高速度製粉も含む）、メッシュの引上げなどが決定された。とくに、全粒粉の廃止は高速度製粉企業約一千工場（日産三、四〇〇トン——昭和三三年二月現在）に廃業か、新設設備の導入かを強いるものであった。（昭和二四年八月現在、高速度改装工場、約五〇〇、日産三、〇〇〇トンが完成した。パーレル当り建設費は昭和二三年八月で五万円といわれていた）また高速度製粉工場以外の工場も、低歩留粉を生産するためには取り分け設備などの完備を必要とした。設備資金をもたぬ工場は廃業せざるをえなかった。さらに、原麦運送範囲の拡大による各工場操業度の平均化は(1)自由競争に逆行する、(2)運送拡張による経費増加が消費者負担となる、(3)食糧以外の貨物運送に支障をきたす、などの理由でおこなわれないとされた。⁽⁶⁹⁾これは政府運賃負担の軽減、大企業「海工場」への加工集中を目的とするものであった。昭和二四年に外小麦輸入量は対前年比二八〇％の増加率を示し、政府委託加工原麦の八五％が外麦となり、小工場への政府輸送費は、トン当り袋詰めで二千円、バラ（撒）輸送で千四百円であったのに対し、「海工場」への輸送費はバラで四五〇

戦後日本の製粉工業（下）

円であり、⁽⁷⁰⁾政府は輸送費の少い「海工場」、大都市近傍工場への割当量を増加したため、大都市近傍中央割当工場の操業率は八〇％となり、これ以外の地域の中央割当工場は六〇％、その他の工場の操業度は平均四五％と大きな差があった。⁽⁷¹⁾

さらに二四年一〇月からの原麦加工方針は年間平均操業を可能ならしめ、最高運転ではなく経済的合理主義と製品良化に重点をおくとされた。さらに輸入食糧増加による原料、製品の手持数量増加のため倉庫収容能力、保管設備なども割当のさい考慮され、バラ貯蔵可能工場には優先的に

(表28) 政府委託加工工場能力および加工実績表 (原料・トン)

	中央割当工場	その他工場	合計
工場数	37 (1.2)	3,058 (98.8)	3,095 (100.0)
設備能力	6,817.3 (20.2)	26,978.3 (79.8)	33,795.6 (100.0)
割当基準能力	6,271.9 (32.3)	13,155.0 (67.7)	19,426.9 (100.0)
加工実績	942,366 (46.0)	1,101,874 (54.0)	2,044,240 (100.0)

工場数、能力は昭和25.6.1 現在（『食糧管理年報』25年版 p.295）

加工実績は昭和25.11~26.10

割当てられるにいたった(72)。

一月一九日に、食糧庁は、ついに三等粉をだした工場とは加工契約を解除したいと発言した。これが実施されれば三、〇〇〇工場の過半数は契約を解除される可能性があり、企業側は二等粉以上の粉生産のためには、設備の改装が必要とされ、準備期間の長短、資金負担などで一朝一夕には困難であると反対意見をだしている。(73)

とうじの新聞はつぎのことを伝えている。すなわち、さいきん、工場設備、技術不良に起因する歩留低下を正当化する陳情が往々おこなわれるが、不良工場育成のため食管会計に負担を及ぼし、需給計画を混乱させる結果となる。加工工場が原料に比し過剰であるのだから不良工場は淘汰されてもやむをえない、かかる不良工場には原料割当をなくし、既に割当てている分も他の優秀工場に管内輸送して加工を実施しても差支えない、と政府は各食糧事務所々長に指示するもようである。(74)と。

昭和二五年四月には、小麦粉包装容器が綿袋を除いて自由販売となり、袋に各社のマークを刷り込むことができた。これにより消費者にも製品メーカーの区別が可能となった。さらに昭和二五年七月には「小麦粉及び麦製品のフリー・クーポン制実施要綱」が作成され、一月から実施(全国的実施は二六年一月より)された。食糧庁は買受人の工場選択を許さないと決定したが、この決定は品質良化を前提とした。このフリー・クーポン制により消費者、二次加工企業(製パン、製麺企業など)の嗜好に合わ

ない小麦粉は事実上販売できなくなった。販売出来ない小製粉工場への原麦割当量は必然的に減少してきた。フリー・クーポン制は二六年三月食糧配給公団の廃止とともに廃止された(一月には小売業者が、二月には卸売業者が登録により選出されていた)。

さらに政府の麦作転換方針、供出割当量の減少はヤミ麦を増加させ、これを原料とする小麦粉の流通量を増加させた。政府はこのヤミ麦を原料とする小麦粉対策として、内麦と外麦の混合挽砕、内麦一等粉のみの製造などの方針をとった。これは必然的に設備、技術面におとる小型製粉工場を圧迫する結果となり、ヤミ小麦粉対策としてよりも零細製粉工場の整理策としての効果をあげる結果となった。(75)

(二)

このような政府の小工場の抑制・整理、大手「海工場」への加工集中政策は、大手中心の企業団体である製粉倶楽部の運動と一体をなしていた。

昭和二四年一〇月末の主食持越量は二〇〇万トン(米Ⅱ八〇万トン、輸入麦Ⅱ六〇万トン、内地麦Ⅱ六〇万トン)、米穀換算一、三〇〇万石となった。戦前の一〇月末の主食手持高はほぼ八〇〇万石から一、〇〇〇万石であったから食糧事情は戦前並になったわけである。政府が主食三ヶ月分のストックを持つ状態のなかで、大手製粉中心の企業団体である製粉倶楽部は、製粉良化、小麦増産および製粉振興記念事業の三委員会を設置(昭

和(二四年九月)し、製粉良化、小麦増産政策などの「製粉振興」策を推進した。一番問題なのは製粉良化委員会である。同委員会は製粉良化の第一段階として歩留を八〇%以下にすることを目的とした。小麦粉の「品質改良に関しては製粉倶楽部製粉良化委員会の活躍に見るべきものがあつた」とされるが元来、「良化運動」の目的は、統制下、過剰能力のもとで、生産諸条件の差を顕在化し、零細企業を排除するにあつた。「能力過剰に悩む業界で一挙に優勝劣敗の成果をもたらそうとする強い信念と含みを持つ」運動であつたといわれている。また、単に企業間競争のみではなく、米と競争し低米価低賃銀政策の一槓となり小麦粉市場を拡大するためにも、良質低価格小麦粉の供給が必要ないかというまでもない。したがって「良化運動」は、政府の低米価低賃銀政策の一環をなすものであり、大製粉企業の利害は政府の方針と一致していたのである。製粉良化委員会の「活躍」がどの程度作用したかはともかくも、加工歩留は、昭和二四年一二月に内麦八八%から八〇%へ、外麦八八%から八五%へ、さらに、二五年五月には内麦七八%、外麦八〇%、二六年には内麦七五%、外麦七八%へと引下げられた。

第二の「小麦増産」は原料確保の必要によるものである。製粉倶楽部常務理事は「戦後の設備能力の著増(製粉倶楽部会員工場能力丈でも年間約四〇〇万噸)を考へるならば、此の問題(原料確保、内麦増産—引用者)に対しては真陰に解決が要請される」としている。内麦一、〇〇〇万石(約一三七万ト

戦後日本の製粉工業(下)

ン)の増産を計画し、「全国主要な小麦生産府県一七を選んて多収獲奨励」をおこなうなどの運動をおこなつた。当時、一年間の原麦挽砕量は約二〇〇万トンであつたから、全原麦を製粉倶楽部の能力で挽砕するとしても、なお、五〇%が過剰能力であつた。

以上の諸政策にもかかわらず昭和二六年まで製粉工場数は漸増している。

- (62) 『日本食糧新聞』昭和二年六月一日
- (63) 同右、昭和二年八月一日
- (64) 中央団体の閉鎖後、政府は製粉工場数、能力などを把握していなかつたため審議会を設置した。構成員は①行政官庁関係課員、食糧研究所員、②業界代表者(大型、小型、高速度、農業会、精麦、パン、麵など)③学識経験者、④消費者代表である。
- (65) 『食糧年鑑』一九四九年版
- (66) 『日本食糧新聞』昭和二年八月七日
- (67) 同右、昭和二年六月一日。『食糧年鑑』一九四九年版九八〜九九ページ
- (68) 製粉倶楽部『製粉ニュース』第七号、昭和二年八月二〇日
- (69) 『日本食糧新聞』昭和二年一月五日
- (70) 『投資経済』昭和二年八月一日
- (71) 同右、昭和二年一月一日
- (72) 『日本食糧新聞』昭和二年一〇月八日
- (73) 同右、昭和二年一月二二日。『日本経済新聞』昭和二年二月四日

- (74) 同右昭和二五年二月一日
- (75) 「食糧の管理体制の確保(現実の問題として)の線を崩すことなく、しかも相対的な立場から及ぶ可く可能な範囲で、一般消費者の嗜好に副い合った麦製品が配給され得る制度」(秋山美敬「麦製品のクローブーン制について」『食糧管理月報』第三巻第一号、昭和二六年一月、二三ページ)としてクローブーン制がとられたといわれる。
- (76) 『日本食糧新聞』昭和二六年一月九日
- (77) 『食糧年鑑』一九五二年版
- (78) 日本製粉株式会社『日本製粉株式会社七十年史』昭和四三年六月、四八五ページ
- (79) 『食糧年鑑』一九五〇年版、八七ページ
- (80) 沼田恵之助「最近の製粉業界の動静について」(農林行政研究会『食糧時報』一九五〇年一月所載)四一ページ。なお同氏は「抑制問題」について、今の抑制は「資金資材の点でやるという消極的なやり方なんです……設備が非常に過剰な場合には、そこに原料の割当をしないとかいうことをだんだんやれる法令(安本訓令第四〇号)もあるわけなんです」(同二八ページ)と発言している。
- (81) 『食糧年鑑』一九五一年版、九九ページ。

2 原麦「買取加工論」の抬頭

食糧危機の緩和、需給の円滑化とともに食糧の統廃が相次いだ。昭和二四年四月野菜、一二月いも類、二五年八月には冬作雑穀四品目、二六年三月には大豆など夏作雑穀一品目が統廃

された。

主食である米についても、昭和二五年三月に、一〇月より配給打ち切り、二六米穀年度より統制は全廃する計画であると発表された。しかし六月の朝鮮戦争勃発で食糧の安定需給が再度問題となり、統廃は実施されなかった。そのご、二六年四月よりの主食統廃が宣伝されていたが、二五年十一月、ドッジはこれを許可せず、つづいて二六年七月に根本農相は二七年より統廃実行と声明したがこれもドッジ・三相(農林、大蔵、安本)会谈で将来の統廃は原則として反対はしないが、今度の政府案は方法と時期に問題があるとしてドッジに否定された。⁽⁸²⁾

政府は統廃後の低米価維持に外米外麦輸入(年間二六〇万トン)と輸入補給金を支出してその低価格売払い(対米価比、七〇%—現行は九〇%、外麦六〇%)を考えていた。⁽⁸³⁾

この事態のなかで、昭和二五年七月頃より、製粉企業の原料「買取加工論」が抬頭した。

大手企業団体である製粉倶楽部は、昭和二五年に、製粉業者は政府より、原麦を品質等級別価格で買取り、加工のうえ、再度政府に等級別価格で売却するという買取加工案をだしており、より積極的な、この「買取加工論」に一部会員(中型)の消極的意見⁽⁸⁴⁾を内包しながらも、直ちに賛成した。すなわち、昭和二六年七月より、麦類の供出制度を廃止し、内麦は間接統制に移行させ、外麦は従来どおり政府管理で補給金を付して売却し、これによって国内麦価の安定をはかる、という政府(三相会谈)の方針を全

面的に支持する。ただし、輸入小麦は潤沢に用意し、国内産小麦の増産をはかるべきだというのが倶楽部の意見であった。⁽³⁶⁾

具体的には(1)立地条件と輸送合理化のため、小麦は輸入港倉庫渡し、内麦は産地倉庫渡しとし、国内輸送は加工業者がおこなう。(2)小麦粉の品質と価格については、業者が自由に原料を買入れることが可能となれば、資金の許すかぎり全能力をあげて製造し、市場獲得に努力するから、需要者は最良の製品を自由に選択購入することが可能となり、製粉企業は政府の見込んだ適正利潤以上を得ることは困難となり、価格騰貴はありえない。また、あらゆる条件からみて有利な優秀業者が残存し、能力過剰に悩む製粉業界はある程度淘汰される。(3)加工業者の希望に応じて原料は無制限に売却することが望ましい。大量買付は予想されないが、工場製粉能力に応じて不正常的買付は制限する必要がある。(4)政府は実需者にたいしてのみ原料売却をおこなうべきで、思惑業者の介入を許すべきでない。(5)原麦売却価格は政府の正当とする小麦粉消費者価格から適正な中間経費を差引いた額にすべきである、その額は政府買上価格に所要経費を加算した額にひとしい、なお原料買取資金は政府がある程度斡旋すべきである、としていた。以上が大手中心の企業団体、製粉倶楽部の主張であった。ここには外麦輸入増加という条件のなかで「海工場」中心に、能力の復旧に努めた大手製粉企業の要求があらわれている。統制(委託加工方式)を解除せよ、「海工場」の立地条件を生かすために国内輸送は製粉企業にま

戦後日本の製粉工業(下)

(表29) 原麦買取加工にともなう所要資金(1ヵ月) (単位1000円)

	大手13社	一般工場	小型工場	高速度	全販連		精麦	合計	
					製粉	精麦			
1ヵ月加工予定量(トン)	96,500	32,000	29,500	15,000	2,000	5,500	125,500	306,000	
買取資金	原麦買取資金	3,282,681	1,085,404	998,705	509,568	67,476	182,600	3,857,327	9,984,761
	原料引取運賃	46,936	15,488	14,299	13,987	1,714	4,508	90,565	187,497
	その他経費	412,983	136,219	150,793	49,650	8,764	15,983	247,164	1,021,556
	計(A)	3,742,600	1,237,111	1,163,797	573,024	77,954	203,091	4,196,056	11,193,814
自己資金(B)	863,250	300,000	310,699	121,386	15,350	31,570	820,040	2,462,295	
B/A	23.7	24.2	26.7	21.1		16.7	19.5	21.9	
資金回収日数	35	35	35	35	35	35	35		

『食糧年鑑』1952年版。p.821

かせよ、そうすれば零細な「山工場」は簡単に淘汰することが出来る。ただし、外麦は内麦に比してなお高価であるから、主食である米と競争するためにも、輸入補給金を付して売却せよというのがその主張である。

この製粉倶楽部の買取方式賛成論にたいして、高速度製粉企業団体は、麦製品は配給量の四〇％を占めているため、配給円滑化のため、委託加工方式を存続すべきだと主張した。⁽⁸⁷⁾

小製粉企業の団体である全粉連も委託加工方式の存続を主張した。ただし、現行委託加工方式はつぎの点を改訂すべきである⁽⁸⁸⁾。 (1) 中央・一般工場別をやめ原料割当を一律にすべきである、(2) 原料割当基準能力計算において、操業時間を、一〇トン以下工場一二時間、一〇―五〇トン工場一六時間、五〇トン以上工場二四時間となっているがこれを一律にすべきである。

買取加工制度への移行にともなう製粉工場の新麦購入代金は、大型一三社で、三七億四千万円、一般工場で一二億四千万円、小型工場で一億六千万円、高速度で五億七千万円であり、その他全販連の製粉工場で八千万円、合計、六七億九千万円となる。⁽⁸⁹⁾

企業別に年間原麦買取所要資金をみるに、日清製粉一二四億円、日本製粉一二四億円、昭和産業四三億円、日東製粉一五億円、その他製粉倶楽部会員三百数十工場を合計して年間五〇〇億⁽⁹⁰⁾円、高速度製粉が年間七四億、小型製粉が年間一六七億円を必要とした。

各企業および企業団体はこの原麦購入資金の必要にたいして、日清、日粉はそれぞれ七億円の社債発行を決定、同時に増資した。製粉倶楽部加盟の中型製粉は「買取資金調達、延納等にたいする共同活動」のため、全日本製粉協同組合連合会組合員数二五〇工場、一工場日産能力二〇―一〇〇トン）を二六年八月に設立し資金問題にとりくんだ。また小型工場の全国製粉協組連（二、〇〇〇工場、一工場当り一日原麦挽砕能力七トン）では、自由競争になれば、半数から三分の二が倒産する、積立金などで資金対策を購しているが、態勢不備の段階で統廃するなら、四五日間くらいの延納制をもうけるか、政府資金による買取資金の枠を地方銀行につくるなどの金融措置をとるべきだと要望した。⁽⁹³⁾

全企業をつうじて、原麦買取資金の延納制や、融資制度の確立を希望している。⁽⁹⁴⁾

- (82) 『日本経済新聞』昭和二六年一月七日
- (83) 同右、昭和二六年一〇月二六日、一月三日
- (84) 『日本食糧新聞』昭和二五年九月五日
- (85) 同右、昭和二五年一〇月一〇日
- (86) (87) 同右、昭和二六年一月三〇日。『食糧年鑑』
- (89) 『食糧年鑑』一九五二年版、八二―ページ
- (90) 『食糧業界』昭和二六年五月七日
- (91) 『食品経済』昭和二六年八月一三日
- (92) 『日本食糧新聞』昭和二六年九月三日

(93) 『産業経済新聞』昭和二十七年一月二五日

(94) 『日本経済新聞』昭和二十六年一月一九日

四 原料麦編成替後の中小企業の没落

1 中小企業の没落

食糧危機の緩和を背景に、政府は昭和二十七年三月より小麦粉の統制(委託加工方式)を廃止し、学校給食用小麦粉加工と試験加工以外、買取加工方式へ移行させた(移行後も昭和二十七年五月までは、政府により、製品規格と価格が統制された)。

原料外麦は相変わらず食糧管理制度下におかれた(昭和二十八年より外麦は、食管会計に黒字を残すこととなった)。内麦は六月(二十七年産麦)より間接統制(金支持価格制度)へ移行した。しかし、昭和三〇年政府買入価格は二、一三六円、二類三等六〇キロ、政府売渡価格は二、一三五円と逆鞘関係になり、民間流通量は減少し、事実上政府管理となった。

政府は一貫して、低米価低賃銀政策をとるために、小麦粉を利用する政策をとった。買取加工方式移行後は、原麦輸入量操作によってこの政策を追求した。政府が外麦管理を続行したのはこのためである。

買取加工への移行とともに、企業競争は激化し、工場数は昭和二十七年四月一日の三、〇九四工場から一年後の二十八年四月一日には一、二六二工場へと半減した。この急減、大企業による小企業の急速な駆逐、独占化の背景には原麦編成替があること

戦後日本の製粉工業(下)

はすでにみた。ここでは設備と技術に制約される「歩留」と「取り分け(discard)」の差をみよう。

小麦粉の製造は原麦皮部からの胚乳部分の分離であり、この工程は精選(選粒、研磨、洗滌、加水、熟成)、挽砕(破砕、純化、粉砕)、精製(等級分類、漂白)の三つよりなる。小麦粉の品質と量は、原料を別にすれば(外麦は内麦より胚乳部比率が高いため歩留が高い)、主として原麦皮部よりの胚乳部分の分離度(歩留)と、挽砕工程のダイヤグラム、設備、技術を前提とする「取り分け」によって定まる。食糧難時代には内外麦ともに高歩留加工であったが昭和二十七年、買取加工への移行直前は、外麦七八%、内麦七五%であった。「取り分け」とは、製粉工程各段階から採取される「上り粉」(普通三三―四八種類⁽⁹⁵⁾)を「市場の要求する品質特性と各製造会社の品質政策とを勘案して、いくつかのグループにわけてまとめた上製品とする」ことをいう。これも食糧難時代にはおこなわれなかったが、戦後、昭和二十五年二月からカナダ産小麦を歩留八一%でグルタミン酸用(二二%)と主食用(六九%)に、日粉横浜、昭和鶴見、日清鶴見の三工場で試験的に加工を開始し、この資料を基礎に、五月より、本格的にマニトバー、二、三号を設備優秀な工場(食糧庁で選定し、割当量も決定)で歩留八〇%(クリヤー・グレード)↓グルタミン酸ソーダ原料用⁽⁹⁸⁾一六%、一般用⁽⁹⁸⁾六四%で二段挽き取り分け製粉をおこなっている。内麦は一〇月から歩留七八%(伊賀築後オレゴンのばあいグルタミン酸用二三%、パン用五五

戦後日本の製粉工業(下)

％、農林六七〇号に関取一号のばあい、グルタミン酸用一四％、パン用六四％)で実施している。したがって、委託加工時代にすでに、大企業工場は「取り分け」製粉をおこなっていたのである。大企業工場能力は、委託加工時代にすでに、単に量的にのみならず、質的にも復旧しており、買取加工の条件は充分整備されていた。これにたいして一般に小製粉工場は「取り分け」をおこなうための、ダイヤグラム、設備、技術などが不備であり、また、すでにみたごとく、内麦麵用粉を加工するばあい、さしてその必要もない。

昭和三九年の四大製粉の中庸の設備を使用しての政府試験加工による等級別小麦粉生産比率は表30のとおりである。四等粉までの歩留は約七七％程度である。設備によって歩留の差は大きく、小工場では七〇％程度(内麦加工比率の高いことも影響している)といわれる。さらに小工場においては「取り分け」が不十分である。一般に「取り分け」をしないストレート(一本挽き)粉は三等粉並の価格とされるから、同一原料で加工したばあい、大工場と小工場では販売価格に次の差が生ずる。すなわち、大工場の総販売価格 \parallel 原麦量 \times (一等粉歩留 \times 一等粉価格 $+$ 二等粉歩留 \times 二等粉価格 $+$ 三等粉歩留 \times 三等粉価格 $+$ 歩留 \times 敷価格)にたいして、小工場の総販売価格 \parallel 原麦量 \times (三等粉歩留 \times 三等粉価格 $+$ 敷歩留 \times 敷価格)である。

以上を前提に、企業間競争がおこなわれ、工場数は昭和二七〜二八年に急減し(表31)、以後三二年までの対前年比は九〇％

以上であるが三三年には九〇％以下に減少している。つぎに昭和二六年を一〇〇とする設備能力別生産増加率をみるに、昭和

二七年には全規模とも生産は増加しているが、二八年からは一〇トン未満工場と、一〇〜二〇トン規模工場の増加率は低下傾向にうつり、三〇年には共に、二一〜二％に減少している。三一年からは五〇トン未満工場が低下傾向を示している。さらに、工場あたり、平均操業率をみる

(表30) 政府試験加工による等級別小麦粉生産比率

(単位 ٪)

年	31		36	39	
	ウ・ス・ホ ユ・タ ワ イ ト	マニトバ3号	内 麦	マニトバ3号	ダーク・ノーザン・スプリング
等級 1	10.0	6.1	準1等 6.7	5.51	5.05
2	65.0	55.6	53.6	55.48	54.44
3	—	10.5	9.3	11.35	12.85
4	3.0	4.8	4.4	4.95	4.94
敷	22.0	23.0	26.0	22.71	22.72

に、全工場平均操業率以上の操業率を示しているのは二九年までは五〇トン以上、三〇年以降は一〇〇トン以上の工場のみである。とくに昭和三〇年以後、二〇〇トン未満工場の操業率は二〇%から一〇%以下へと低下し、二〇一五〇トン規模工場でも三四%から一五〇六%へと低下している。したがって従業員一人当りの生産数量も少ない(表32)。これが、原麦割当方式の改訂とも関係のあることはのちにみよう。

この間、四大製粉は戦後第二期の増資期を迎えている。設備能力が昭和一六年水準に復帰した第一期(昭和二三〜四年)の増資は戦災からの復旧、

(表31) 年次別・規模別製粉工場数と生産数量

		年度								
工場規模		26年度	27	28	29	30	31	32	33	
工場数	100屯以上			44	53	51	51	48	59	
	50 ~ 100			29	48	47	47	74	69	
	20 ~ 50			68	260	244	232	194	151	
	20 未 満			1,121	566	511	470	466	412	
	計		3,094	1,262	927	853	800	782	691	
年間生産数量 (千屯)	100屯以上	674	944	1,252	1,351	1,495	1,511	1,602	1,606	
	50 ~ 100	128	171	193	218	225	222	327	308	
	20 ~ 50	112	128	172	175	290	255	197	164	
	10 ~ 20	186	213	201	192	39	26	26	24	
	10 未 満	142	155	97	76	31	25	23	23	
計	1,242	1,611	1,914	2,011	2,081	2,040	2,175	2,125		
生産シェア (%)	100屯以上	54	58	65	67	72	74	74	76	
	50 ~ 100	10	11	10	11	11	11	15	14	
	20 ~ 50	9	8	9	9	14	13	9	8	
	10 ~ 20	15	13	11	9	2	1	1	1	
	10 未 満	12	10	5	4	1	1	1	1	
計	100	100	100	100	100	100	100	100		
生産増加率 (昭和26年=100)	100屯以上	100	140	186	200	222	224	238	238	
	50 ~ 100	100	134	151	170	175	175	255	241	
	20 ~ 50	100	114	154	156	259	228	176	146	
	10 ~ 20	100	115	108	103	21	14	14	13	
	10 未 満	100	109	68	54	22	18	16	16	
計	100	130	154	162	168	164	175	171		
操業率 (%)	100屯以上	...	52	60	64	65	60	60	60	
	50 ~ 105	...	39	45	50	43	31	31	31	
	20 ~ 50	...	29	36	37	34	16	15	15	
	10 ~ 20	...	27	27	26	18	8	8	8	
	10 未 満	...	24	14	13	20	7	7	7	
計	...	39	44	46	51	36	37	37		

(資料) 食糧庁

(表32) 工場規模別1人当り生産数量

(昭和29年度)

工場規模	工場数	従業員数	年間生産数量 (製品t)	年間従業員一人当り 生産数量(製品t)
100トン以上	44	4,179	1,350,645	323
50～100	29	980	218,015	222
20～50	68	1,112	174,906	157
10～20	234	2,299	191,829	83
10トン以下	887	4,190	76,099	18
計	1,262	12,760	2,011,494	158

戦後日本の製粉工業(下)

(表33) 「四大製粉」資本金・能力変遷表

	日清製粉		日本精粉		昭和産業	日東製粉
	資本金	設備能力	資本金	設備能力	資本金	資本金
設立時	千円 (明治33年)30	パーレル 50	千円 (明治29年)75	パーレル 200	千円 (昭和11年)625	千円 (大正3年)300
昭和16		25,465		21,716		
終戦時		8,327	20,000	7,466	22,000	12,300
昭和21		15,227		11,632		
22		16,351		13,720		
23	80,000	17,826	55,000	13,042	44,000	18,000
24	250,000	21,556	180,000	16,600	100,000	50,000
25		20,777		17,650	250,000	
26		21,620		19,350		
27	260,000	24,400	360,000	20,200		100,000
28	390,000	25,800		21,100		110,000
29	800,000	26,150	720,000	22,660		
30	1,000,000	27,150		//	500,000	
31			864,000	//		
32		3,500 トン	1,440,000	25,100	600,000	
33		4,130		25,800		
34		4,150		31,000		
35	1,500,000	4,550	1,477,500	33,300		
36	2,000,000	5,080	2,300,000	35,700	1,000,000	
37	4,000,000	5,630		36,500		
38		6,300	3,450,000	38,700	1,500,000	
39		6,330		41,500		
40		6,300		41,800		
41		6,360		43,400		

注 1) 日清製粉設備能力昭和32年以降は1日当り玄麦挽砕トン数とする。

2) パーレルは1昼夜に小麦粉を196ポンド(約88.9kg)生産できる能力

資料 資本金は日本経済新聞社編「会社年鑑」。設備能力は、日清製粉の昭和30年までは「日清製粉株式会社」(昭和30年)より、31年以降は同社資料。

日本製粉は「日本製粉株式会社七十年史」より。

一四六

(表34) 年以別・企業別生産実績集中度

年 順位	昭和 25 年				昭和 30 年				昭和 35 年			
	企業名	企業別集中度	累積集中度	%	企業名	企業別集中度	累積集中度	%	企業名	企業別集中度	累積集中度	%
1	日清	18.7	18.7	%	日清	28.0	28.0	%	日清	29.5	29.5	%
2	日粉	15.9	34.6	%	日粉	21.7	49.7	%	日粉	23.9	53.4	%
3	昭和	4.2	38.8	%	昭和	5.0	54.7	%	昭和	4.8	58.2	%
4	日東	2.3	41.1	%	日東	3.6	58.3	%	日東	3.7	61.9	%
5	東福	1.3	42.4	%	増田	2.4	60.7	%	増田	2.7	64.6	%
6	増田	1.2	43.6	%	千葉	1.6	62.3	%	千葉	1.9	66.5	%
7	大阪	1.1	44.7	%	熊本	1.4	63.7	%	熊本	1.5	68.0	%
8	熊本	1.1	45.8	%	大阪	1.1	64.8	%	富士	1.1	69.1	%
9	富士	1.0	46.8	%	東福	0.9	65.7	%	日信	1.1	70.2	%
10	千葉	1.0	47.8	%	神港	0.7	66.4	%	鳥越	1.1	71.3	%
	その他	52.2	100.0	%	その他	33.6	100.0	%	その他	28.7	100.0	%
	全国合計	—	100.0	%	全国合計	—	100.0	%	全国合計	—	100.0	%

戦後日本の製粉工業(下)

資料 公正取引委員会編「日本産業集中の実態」

企業再建整備法による自己資本の充実、袋買取制移行にともなう袋買取代金などの必要による増資であったが、第二期の増資は原麦買取加工方式への移行にともなう条件整備のためである。買取加工方式への移行をさかんに「四大製粉」の企業別集中度および累積集中度は飛躍的に高くなり、昭和二五年、上位二社で三四・六％であったが、三〇年には四九・七％となっている。また上位四社では四一・一％から五八・三％へととなっている。ただし、「四大製粉」と通称されるが上位二社と昭和、日東の二社の企業別集中度には相当の差がある(表34)。

2 製粉資本の蓄積と原麦割当方式の変遷

政府所有麦は一定比率で工場別に割当売却されたが、その割当方針には次のような特徴があった。

第一、原麦は製粉目的のために、製粉業者に売却すること(これは製粉業者以外の商社等に売ったり、売買譲渡の目的には売らないことを意味する)。第二、原麦ならびに製品の全国均一価格を維持するため、競争売却をしないこと(これは政府所有物は入札売却するのが定法であるがその例外を規定したものである)。第三、工場別割当制度をとったこと(これは自由競争による大企業の圧迫より中小企業を護るためとられたものである)。また買取加工方式への移行後、原料買取代金は大手四社(日清、日粉、昭和、日東)は二五日、その他中小製粉は三〇日の延納制がとられた。もちろん、この五日間の差が大手工場と中小工場

の資本力の差をカバーするものではない。（この延納期間は、その後漸次的に短縮され、昭和三年四月全廃された（表35））。立地条件の差は、政府所有原麦に関する限り、工場最寄り倉庫まで政府輸送がなされたため、その限りでは企業間に差はなかった。

買取加工方式移行後も「原料が政府管理下におかれているため一部の産業におけるような市場の独占は全く不可能である」という意見がある。事実、戦前、小麦統制前、とくに昭和七年の「小麦増産五ヵ年計画」前のこと、原麦をめぐると商業的投機的色彩が濃厚であった時期と比較すれば、食糧管理は原麦をめぐると企業間競争を不可能ならしめ、生産の集積・集中の楯杆としての原料独占を不可能ならしめ、小規模企業の急速な転廃業の阻止要因の一つとなつていたのであろう。だが、この原麦管理は、独占資本の代理人としての政府が、安定した食糧供給基盤の確保を目的におこなつていゝもので、ある段階では、この目的のために一定の制約が製粉企業に課せられたとしても、決して、製粉資本の集積・集中の阻止を目的とするものでも、またその力をもつものでもない。事実その後、製粉資本の集積・集中が安定した低価格小麦粉の供給にとつて、有利である段階に達したとき、割当方式は集積・集中を促進する方向に改訂されているのである。むしろ、政府による原麦割当は、そうでない場合には必然化したであらう原麦買占めにともなう企業の在庫原料費の節減を可能ならしめ、原料市場における競争を不要ならしめる

（表35） 原麦代金延納日数

企業 実施日	日 日	清 粉	昭和		中 型	
			日	東	中	型
27.	6.1	25	25		30	30
	7.1	20	20		25	30
	8.1	15	15		20	25
58.	4.1	10	13		20	25
31.	1.1	8	11		18	23
	10.1	7	7		15	19
32.	6.1	0	0		8	12
	10.1	0	0		7	7
33.	4.1	0	0		0	0

安定した独占化政策であった、とすらいえるのである。そこでこの期間に、原麦割当方式が独占化にとつて、いかに事態即応的に変遷したかをみよう。

買取加工方式への移行後、昭和三〇年一〇月までは全原麦が各工場の割当基準能力に応じて割当てられた。しかし、この日産割当基準能力は設備能力にスケール別係数と時間係数（表36）を乗じることによって求められたため、例えば設備能力五〇トン以下の工場の割当基準能力は設備能力の二分の一である二五トン以下となつた。これにたいして、設備能力三〇〇トン以上工場の割当基準能力は三〇〇トンとなる。

だが、この程度の大企業能力重視では、市場競争再開後の大

(表36) 割当基準能力算出係数

設備能力	スケール係数	時間係数
0~10	74	12 24
10~20	75	
20~30	76	16 24
30~40	77	
40~50	78	24 24
50~60	78	
60~70	79	24 24
70~80	80	
80~90	81	24 24
90~100	82	
100~200	87	24 24
200~300	95	
300~	100	

企業への加工集中の実情にそぐわなかったため、三〇年一月より買受実績が重視され、全原麦の五〇%が実績に比例して、残りの五〇%が能力に比例して割当てられることになった。さらに三一年四月には能力Ⅱ三にたいして実績Ⅱ七で割当てられ、あらたに基本枠(実績割、能力割)Ⅱ一〇にたいして、四の比で調整枠がもうけられた。これは基本枠を全量購入した工場にたいする売却枠である。これによって、昭和三一年四月一日以降、政府所有原麦のうち、製粉工場割当基準能力に比例して売却される量は二・四%に低下した。さらに八月の改訂で、一四・三%へと減少している。この実績重視で、一〇トン未満工場の操業度は二〇%から七%へ、一〇~二〇トン規模工場で一八%から八%へ、二〇~五〇トン規模工場で三四%から一六%へ低下している(表31)。(この低下原因には総原麦量の減少も数えられるとしても、それはごく軽微である)。このように原麦割当方式は、小製粉企業市場狭隘化↓操業率低下、大製粉資本への生産の集積に対応して改変(とくに昭和三〇年一

戦後日本の製粉工業(下)

月からの一年間には(四度も)されている。割当方式が、大製粉資本の集積・集中の促進要因にすらなっているのである。

買取加工方式への移行とともに急増した零細工場の減少をみて、委託加工方式という「支え」がなくなったから減少したのだとする見解もある。その側面のあることは事実だが、このことのみをみて、戦後七年間の政府の外麦輸入内麦破壊政策のもとで没落の条件が醸成されていた

(表37) 原麦売却枠の変遷(その1)

実施期日	27.6.1	30.11.1	31.4.1	31.8.1	31.11.1	33.6.1	34.5.1	34.7.1	35.8.1
基本枠	10 (100%)	5 (50%) 以下	7 (50%)	8 (57%)	8 (62%)	8 (62%)	8 (62%)	8 (64%)	8 (48%)
能力割	10 (100%)	5 (50%) 以上	3 (21%)	2 (14%)	2 (15%)	2 (15%)	2 (15%)	2 (16%)	2 (12%)
調整枠	—	—	4 (29%)	4 (29%)	3 (23%)	2 (15%)	1 (8%)	—	—
枠外	—	—	—	—	—	1 (8%)	2 (15%)	2 (20%)	4 (40%)
計	10 (100%)	10 (100%)	14 (100%)	14 (100%)	13 (100%)	13 (100%)	13 (100%)	10 (100%)	10 (100%)

ということ、およびこの輸入食糧依存政策を前提とする政府の大製粉企業優遇・零細企業駆逐の原資割当売却方式を看過してはならない。さらにつきの政策も注目すべきである。

買取加工方式への移行後も、政府は小麦粉を圧力とする低米価政策推行のため、推定需要量より数%〜十数%多量の小麦を一貫して割当⁽¹⁰⁾てた。各企業は最高の操業度を維持せんとして、生産量を増加したため、過剰生産となり販売競争は激化し、昭和二七年七月に九八三円であった小麦粉(標準粉)価格は、一時期一、〇一三円に値上りしたが、八月にはいと、九七三円、九六三円へと急落し、九月には九五〇円へと低下した。

推定需要量以上の割当は、小麦粉の対米価比率を低下させ、米にたいする競争力を強化したが、同時に不利な生産諸条件の工場の淘汰を加速したのである。このような政府の政策を無視して、小企業の没落原因をもっぱら買取加工方式への移行に求めるのは、一面的な考察である。

3 米作・酪農と製粉工業

製粉工業の動向に影響をあたえるものに、さらに、米生産と飼料(穀)需要がある。この期にこれが明確化した。

製粉工業は米と並ぶ主食である小麦粉の加工業者であり、米消費量の増加は、小麦粉消費量の減少を意味するため、米作農業と対立関係にある。昭和三〇年、三一年は二年つづきの豊作であり、政府の翌年度への米繰越量は昭和二九年に九三万二〇

〇〇トンであったが、三〇年には一〇六万トン、三一年には二二三万六〇〇〇トンへと増加した。政府は、内地米の希望配給制度をとり、増配をおこない、外米をトンあたり五千円値下げした。このため小麦粉需要は減少し、価格は低落した。これが三二年の工場数急減の一原因である。製粉業者は、「内地米の増配は、闇米と裏ハラだからどうということはないとしても、外米の大幅値下げは問題だ。しかも小麦の益金で安くしている⁽¹¹⁾のであり、粉食の減少は政治的人災」であると、発言している。

一方、米にたいするまきかえし宣伝の必要を主張するのである。ある中堅製粉企業の経営者は主張している。「粉食思想昂揚」の宣伝を、「米食への恐怖心理」をかきたてる「心理的效果」をねらっておこなうべきだ。「例えば、

原水爆の放射能禍は米を通じ米食者に最も重いという学説
米多食の害として、動脈硬化、胃癌の多発、短命などの事実
粉食が頭脳をよくするとの学説
粉食が健康食である事実

その他いろいろあるが、このような材料を巧みに使ったならば、相当な心理的效果のある宣伝ができるのではなからうか⁽¹²⁾」としている。

以上をみるときに、製粉業者の米にたいする思想が明確である。さらに、穀価格がある。穀は飼料として重要である。

(表38) 原麦標準売渡価格算定方法

対米価比による想定消費者麦価から加工および流通に要する経費を差引いた額と家計麦価を勘案し、家計麦価の範囲内で前者を基準として定める。

(参考算式)

1) 対米価比による麦価

$$P_r = \frac{P_r Q_r + P_n Q_n}{Q_r + Q_n} \cdot \frac{P_{EW}}{P_{ER}} - C$$

P_r = 対米価比にもとづく政府売渡価格

P_r = 価格決定年の国内産配給米の価格

P_n = 国内産非配給米価格

Q_r = 一定期間の国内産配給米の一世帯当り購入量の平均値

Q_n = " 国内産非配給米の "

$\frac{P_{EW}}{P_{ER}}$ = 一定期間の小麦粉の国内産米消費者実効価格にたいする価格比 (対米価比)

C = 加工流通経費 (穀価格を織込み)

2) 家計麦価 (上限)

$$P_r = P_w \frac{\sum P_t Q_t}{\sum P_{t-1} Q_{t-1}} - C$$

P_r = 求める家計麦価

P_w = 基準時の全都市の小麦粉の消費者価格の平均

$\sum P_t Q_t$ = 比較時の全都市一世帯当り家計現金支出額

$\sum P_{t-1} Q_{t-1}$ = 基準時の全都市一世帯当り家計現金支出額

C = 加工流通経費 (穀価格を織込み)

3) 標準売渡価格 = 想定消費者麦価 - 加工・流通経費

(表39) 小麦粉採算表
(普通粉工場販売価格)

穀 30kg	小麦粉 22kg	穀 30kg	小麦粉 22kg
円	円 銭	円	円 銭
600	970.50	730	938.00
610	968.00	740	935.50
620	965.50	750	933.00
630	963.00	760	930.50
640	960.50	770	928.00
650	958.00	780	925.50
660	955.50	790	923.00
670	953.00	800	920.50
680	950.50	810	918.00
690	948.00	820	915.50
700	945.50	830	913.00
710	943.00	840	910.50
720	940.50	850	908.00

(円以下50銭単位に切上)

資料 三和銀行調査部『製粉』
昭和32年 34ページ

政府原麦売却価格は、一定の粉価と穀価格を織込んで決定される(表38)。穀市価が「織込み価格」より高いときは、小麦粉市価が「織込み価格」より安くてもよい。しかし、高穀市価を前提に一度小麦粉市価を低く固定させると、穀市価が低下したときに企業は赤字となる。

昭和三年の原麦価格における穀「織込み価格」は中味六一〇円(袋込六五〇円)程度、粉価は普通粉標準九六八円程度、強力粉一、一〇〇円程度を織込んでいた。しかし昭和三年穀価格は七八〇円程度まであがった。このため製粉企業は、粉価を織込価格より三〇円〜五〇円程度下げて競争をした。

一方、政府は三一年に八億円、三二年に一一億円食管赤字を出しながら外国飼料(穀)を輸入し、また穀加工専門工場制度をもうけ穀市価を下げる政策をとった。これらのため、三三年下期より穀市価は「織込み価格」以下に急落し、六二〇円、安いところでは五八〇円へと低下した。このため、製粉企業、

とくに中小企業は大きな打撃を受けた。このように昭和三二年の工場数減少要因は米豊作と穀市価下落も加味される。穀価格六一〇円、粉価九六八円とする麦価での採算表は(表39)のとおりである。

- (95) (96) 日本麦類研究会『小麦粉』三六三、二九三ページ。
 (97) 『日本食糧新聞』昭和五年二月二〇日
 (98) 同右、昭和五年五月一日
 (99) 中山憲『製粉春秋』東京パンニュース社、昭和三四年一〇月、三二三ページ。
 (100) 日清製粉株式会社『小麦経済と製粉工業』昭和四〇年、二五二六ページ。
 (101) 小野武夫『日本小麦の経済的研究』千倉書房、昭和一九年、四二九、四三二、四四四、四四八ページ。
 (102) 六戸寿雄『前掲』および『食糧管理史IV』。
 (103) 中山憲前掲書、二九二、三一三ページ。『産業経済新聞』昭和二十七年七月二日。
 (104) 『食糧年鑑』一九五三年版、六〇六一ページ。
 (105) 中山憲前掲書、一八八ページ。
 (106) 同右、九〇ページ。
 (107) 同右、二五六ページ。

五 「高度経済成長」期の製粉資本の集積・集中

1 製粉資本の蓄積

日本経済は、昭和三〇年代に入るとともに「高度経済成長」

期を迎える。それは、輸入麦に依存し、農業より労働力を折出し、重化学工業中心の成長であった。この過程で、大手各社を中心に、製粉資本の集積・集中が進んだ。

製粉工業部門では、昭和三〇年に戦後第二期の増資期を終り(表33)、昭和三五年に第三の増資期に入った。製粉五社の昭和三四年の設備投資額は年間に二億六五〇〇万円であったが、三五年には四億七五〇〇万円、三六年には四億三〇〇〇万円、三七年には三億八億二〇〇〇万円と、増大している(表40)。この設備投資の内容は、ニューマティック・フラワー・ミル(Pneumatic flour mill)気送製粉機)、サイロ、小麦粉バラ發送装置、バラ小麦受入れ・積出し装置、本船接岸設備などである。

ニューマ方式は、従来のバケット・エレベーターに代る、製造工程中の原料搬送方式であり、低灰分(灰分量は粉の等級を定める重要な指標であり、灰分の少い粉が等級の良い粉とされる)、好色相の粉が生産可能といわれる。

この設備はまず、昭和三一年に静岡の富士製粉(現在四大製粉に次ぐ能力を所有し近況法において大企業に数えられている)に、スイス

(表40) 製粉企業上位五社設備投資推移 (単位 100万円)

年 度	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
設備投資額	1,605	1,225	2,365	4,475	4,304	3,823	2,140	2,667

開発銀行アンケート調査(西塚暢之、井上雄二著『食品工業』東洋経済新報社昭和40年201ページ)

(表41) 1万トン積本船バラ小麦、平面倉庫で荷役する場合と

サイロで荷役する場合の経費の差

(単位トン当り円)

	平面倉庫 (A)	サイロ(B)		差(A)-(B)	
		サイロ 經由袋 詰輸送	サイロ 經由 撒輸送 の場合	サイロ 經由袋 詰輸送	サイロ 經由 撒輸送 の場合
1. 経済ベースで荷役した場合					
水切りから ① 現状における接岸、 保管場所まで 沖取りの割合をプール した場合	859	413	413	446	446
② 本船接岸の場合	689	241	241	448	448
2. 麻袋代	1,390	1,390	0	0	1,390
3. 保管場所から工場までの経費(除く鉄 道運賃)	555	548	913	1	△329
4. 計(本船接岸の場合)	2,634	2,179	1,154	455	1,480
附) 本船接岸のとき、サイロで1日4,000 トン吸揚げ可能とした場合、これと同一 能力をあげるため、平面倉庫で強行荷役 をした場合	827	241	241	586	586

- (注) 1. 経済ベースで荷役した場合の①現状における接岸、沖取りの割合をプールした
トン当り単価は、37年度、輸入小麦(飼料小麦を含む)の荷捌形態別の受渡業務
加算額を加重平均したもの。
2. 経済ベースで荷役した場合の②の本船接岸の場合のトン当り単価は横浜港にお
ける実行単位をとる。
3. 麻袋代は、37年度における麻袋の種類別使用割合でプールしたもの
4. 撒輸送の場合の保管場所から工場までの経費(除く鉄道運賃)の差は主に撒輸
送のための貨車内資材費である。
5. 平面倉庫で入庫時に撒穀類を袋詰する作業形態をとる場合には、1本船5ハッ
チとして荷役口数は5口、1口当り荷役能力400トンとみて、1日当り2,000ト
ンが経済的荷役の限度とみなした。
6. 強行荷役した場合のトン当り単位は、夜間割増50%を加算する。
7. ニューマによる吸揚能力2基で1日(8時間稼働)当り平均2,000トンのとき
の労務人員は約30名、平面倉庫の岸壁に本船接岸し、袋詰、保管する場合1日2,000
トン荷役に要する労務人員は約250名。

(食品工業改善合理化検討資料より)

のビューラー・ブラザース社から輸入され、つづいて、三三年に日清製粉が同じくビューラー社から輸入したプラントを神戸工場に、ドイツ、ミヤグ社からの輸入プラントを鶴見工場に、日粉が横浜工場に、その他日穀製粉に。三四年、日清宇都宮。三五年日粉神戸、同東京。三六年日清坂出、日粉神戸。三九年日粉横浜などをはじめ、昭和産業、日東製粉、および中堅企業工場へ導入された。また、サイロは外麦のバラ輸送増加によって必要性がました。日本製粉についてみるに、昭和三三年東京工場に二、五〇〇トンの原料サイロ。三四年横浜工場に本船接岸設備、一万トンの原料サイロ。昭和三五年、横浜工場専用線内バラ小麦積出し装置新設。三六年、横浜工場一万トン原料サイロ、東京工場四、二〇〇トン原料サイロ、大阪工場、二、三〇〇トン原料サイロ、神戸工場、一万トン原料サイロ。三七年、名古屋工場七、〇〇〇トン原料サイロ。四〇年、横浜工場小麦粉バラ發送装置。四一年小山工場四、五〇〇トン原料サイロ、原料専用貨車バラ受け設備設置。四二年神戸工場五、三〇〇トン原料サイロ、名古屋工場小麦粉バラ發送装置設置、これらの諸設備によって、大企業工場と小企業工場の格差は拡大した。生産諸条件の差の重点は、良質の粉を生産可能か否か、という点から、バラ外麦受け設備、小麦粉バラ發送装置の有無、優劣に移行した。(表41)は平面倉庫荷役とサイロ荷役の経費の差である。

この期には、また、製粉資本の集中も進行した。たとえば、

日本製粉による大阪製粉(日産設備能力二〇四・五トン)昭和三五年)の買収(昭和三五年)と城北工業(日産設備能力八二トン)昭和三九年)の買収。昭和産業による神港製粉(日産設備能力一七五・〇トン)の系列化(昭和三七年)と山田製粉(日産設備能力一一二・四トン)昭和三九年、昭和三九年時千葉製粉とならんで、千葉出州地区食品コンビナートへの参加が予定されていた)の買収(昭和三九年)。柄木田製粉(日産設備能力一九〇トン)昭和三九年)による日の本食糧工業(日産設備能力一五〇・四トン)の買収(昭和三九年)などにみられる。ただし、他企業の買収は、原麦売却枠の購入、立地条件の獲得などを目的とし、機械設備は目的とせず、旧設備は廃棄して新設備導入がおこなわれるばかりが多い。

2 商社による系列化

この「高度経済成長」期における設備投資の増加過程は、製粉資本と商社資本の結合の過程でもある。代表的な事例は、三菱商事と日東製粉の結合である。三菱商事は昭和三〇年、日東製粉晴海工場の建設費三〇億円を融資し、日東製粉の総代理店となり、昭和三六年には、三菱商事より日東製粉へ社長、常務を送り込んでいる。持株比率は、商事で三〇・九%であるが、その他三菱系(三菱銀行九・〇%、東京海上火災保険、明治生命)を合せて、過半数を占めている。日東製粉はこのため「三菱の会社」といわれている。

日本製粉は戦前三井系であったが、戦後もこの関係は復活し、日本製粉の最高株主は三井系企業である。製品販売の面でも、物産で日粉の小麦粉の五〇―六〇％を販売している。

昭和産業は湯浅商店、三菱商事（商事による持株比率二・六九％）および伊藤忠商事（同二・〇〇％）と密接である。

その他、現在四大製粉に次ぐ地位を占めている富士製粉と東洋綿花（持株比率二・三三％、第六位）、兼松江商（同、一・六七％、第八位）。昭和三九年度業界第九位の東福製粉（九州）と丸紅飯田（持株比率、一四・三％、第二位）、東洋綿花（同、五・七％、第三位）、製品販売には三井物産も介入している。同じく三九年度業界第八位の鳥越製粉（福岡）と湯浅貿易（持株比率一・七〇％、第九位）、製品販売には同じく三井物産が進出している。奥本製粉（大阪）の製品販売には丸紅飯田（持株比率二・五％）と安宅産業が入っている。

以上の数例にあるごとく、「高度経済成長」期のなかで、製粉資本と商社資本の資本的・人的結合がみられるが、さらに、第二次加工業者との結合も顕著である。

第二次加工業者（実需者）の系列化は、商社資本が主体になつておこなうものと、製粉資本が主体となつておこなうものがある。何れのばあいも、「高度経済成長」期における第二次加工業の合理化、近代化資金の援助というかたちで商社や製粉企業が製麺企業や製パン業を完全な支配下におくのである。（表42）は生産能力別に任意抽出調査をおこなった東京近郊の製パ

戦後日本の製粉工業（下）

（表42） 規模別製パン企業借入金高（昭和39年） （単位 千円）

		A		B		C		D		E	
資本金(万円)		200		100		75		150		40	
日産小麦粉処理能力(袋=22kg)		300袋以上		51~100袋		21~50袋		11~20袋		1~10袋	
従業員数(%)		176		57		7		3		2	
借入先	用途	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
全 国 銀 行 中 小 企 業 金 融 機 関 政 府 関 係 金 融 機 関 協 同 組 合 関 連 企 業 そ の 他 計		22,500	36,750								
		1,900	13,000	2,500							
					1,834	500					
		38,100				1,092					
		62,500	49,750	2,500	2,926	500					

（県パン連調査）

ン業者の実態である。
 Aは設備資金三、八〇
 〇万円を関連産業から
 借入れている。
 さらに、大製粉資本
 と製パン資本との結合
 の実例をみよう。
 山崎製パン（昭和三
 八年七月一日現在資本
 金五億円）の取締役で
 杉並工場長は日清製粉
 の出身であり、山崎製
 パンの小麦粉のほぼ全
 量が日清製粉の小麦粉
 であるといわれる。
 第一屋製パン（昭和
 三八年三月二〇日、資
 本金三億円）は、昭和
 産業の製粉部長が監査
 役をおこなっており、
 昭和産業が一・六七％
 （第一位）の持株比率
 である。なお、三井物

（表43） 大製粉企業の関係会社

	日 清 製 粉		日 本 製 粉		昭 和 産 業	
	企 業 名	持株比率	企 業 名	持株比率	企 業 名	持株比率
飼 料	日 清 飼 料	100.0(5)	ニッポン飼料	100.0(2)	九州昭産飼料	
製 パ ン					水 戸 パ ン みどりパン 三信食品工業 一関食品工業 労 研 食 品	90.0 78.0 75.0
即 席 麵					エリート食品	
マカロニ、スパ ゲッタイ、ケーキ ミックス等	日 清 フ ー ズ 日 清 D C A マ・マーマカロニ	90.0(1) 55.0(2) 56.6(1)	ニッポン食糧	100.0(3)	昭 産 食 品 昭 産 フ ー ド	100.0
菓 子					コビ（旧東京） ト（渡辺製菓） 太 陽 食 品 工 業	50.4
製 粉			松 尾 製 粉	50.0	神 港 製 粉	70.7
販 売					信 濃 商 事 昭 和 商 事 産 業 事 業 日 本 商 事 部 幸	91.6(6) 100.0 76.1
運 送			三 興 運 輸 倉 庫	100.0	昭 和 運 輸	53.3
そ の 他	日 本 節 網 日 清 製 紙 オリエントル 母才 日 清 化 学 日 本 農 産 工 業 嘉 川 産 業	36.0 33.0 25.0 100.0(2) 11.4	末 広 興 業 小 山 製 作 所 ニッポン不動産	91.0 100.0(6)	渥 美 化 学 日 濃 濃 州 濃 粉 業 九 州 産 業 昭 産 フェーム 志 村 ス タ ン レ 昭 産 プロイラー	100.0 70.0 100.0

（注）（ ）内数字は役員派遣数、（資料）『有価証券報告書』

産が六・八〇% (第二位)、伊藤忠商事が三・三三% (第三位)、東洋綿花が一・八〇% (第六位) の持株比率を占めている。

船橋食品 (昭和三八年四月一日現在資本金一・二億円) については、湯浅商店 (昭和産業の総代理店) で株主、持株比率七・四七% (第一位) が、持株比率二・三〇% (第八位) を占めており、昭和産業―湯浅商店―船橋食品の原料系列をなしている。

日清食品 (昭和三九年三月三十一日現在資本金二・二五億円) は三菱商事 (持株比率四・一三% (第六位)、伊藤忠 (同、第一位)、東食 (同、第一三位) の三社と、昭和三四年に総代理店契約を締結しており、取締役役に三菱商事油肥部長、伊藤忠商事穀肥部長、東食大阪支局長がなっている。株主第一〇位は日清製粉が占めている。

とくに、旧財閥系銀行資本を背景とする商社の系列下実需者への支援は、実需者の大規模化を容易ならしめ、小実需者を駆逐し、小資本の市場を迫奪する。

このような、製粉資本、商社資本、第二次加工業資本の結合は、流通経路を資本系列にそくして再編する。

戦後の小麦粉の流通過程は、昭和二十一年一〇月までは食糧営団 (二十一年一〇月解散) によって担当され、その後私的統制団体によって担当されたが、昭和二十二年二月、食糧配給公団の設立によって、同公団の解散した昭和二十六年三月まで担当された。この後、各大製粉企業は排他的な販売機関である特約店制度を確立したが、小製粉企業は特約店をもたない。したがっ

て、小麦粉の流通経路は次のように二大別できる。

(1) 大製粉工場↓特約店 (元卸) ↓現物問屋 (二次卸) ↓実需者 (製パン、製麺業など)。

(2) 小製粉工場↓実需者。

小製粉工場の実需者への直売は、中間商人への商業利潤分割が不可能なためである。商社の介入は小工場では問題とならない。大工場のばあい商社は工場と特約店のあいだに総代理店として、もしくは、特約店として既存の特約店と並列に、介入する。

一般に、大製粉企業の特約店になるには、一定の条件を満しておらねばならず、また、特約店に新規加盟するばあいは、既存特約店の発言力が大きいといわれる。しかし、昭和三五年頃より顕著となった商社の特約店加盟は、資本力を背景に商慣習を無視しておこなわれることが多かった。

日東製粉と三菱商事のばあい、日東製粉の既存の特約店は、三菱商事が日東の総代理店となったため、すべて商事を通して製品を購入することとなった。

また地区によって異なるが、日本製粉のばあい、長野県では、既存特約店はすべて三井物産を通して製品を購入することとなった。具体的には、東北信地方は三井物産新潟支店を通して日本製粉高崎工場の製品が、松本市以西は三井物産名古屋支店を通して日粉名古屋工場の製品が、さらに三井物産本店を通して日粉横浜工場の小麦粉が販売されているといわれる。

日穀製粉(長野、設備能力Ⅲ三四七・二トン)では丸紅が昭和四一年より裏日本への製品販売をおこない、四二年から関東地方へ日商が販売をおこなっている。

小麦粉の国内消費総量のうち、商社取扱い量は昭和三六六年で一〇%弱、四一年で二〇%程度と推定されている。

この商社—製粉工場—第二次加工業の系列は同時に既存の原料、製品の系列を破壊する。この段階での市場競争は、製粉資本相互間、第二次加工業相互間の競争ではなく、商社資本—製粉資本—第二次加工資本という系列間の競争である。製パン業者のウインド・ペーカー化もこの結果であろう。

卸商人の小麦粉中間利潤は二%程度であるといわれる。

商社資本の製粉企業および第二次加工業への積極的進出の理由は、製粉資本の側よりみれば製粉資本の集積・集中、第二次加工資本の集積・集中過程で必要とされる資金確保と商品販売であるが、商社資本の側よりする系列化の最大目的は、小麦輸入「自由化」・製粉資本「自由化」後も、小麦貿易と製品販売で利潤をえるために国内市場を整備せんとするところにある。

戦前、製粉資本は、日本製粉Ⅲ三井、日清製粉Ⅲ三菱に代表されるように、財閥の一分枝をなしていた。財閥商社は原料輸入、製品輸出を担当し、対外進出は商社の力をもっておこなった。財閥解体でこの関係は一応切断された。

戦後、占領軍の貿易管理下で、商社の原料輸入は不可能となった。商社が小麦輸入に関連を持つのは次の点においてであつた。

た。

まず昭和二一年に設立された小麦輸入協会会員として、三井、三菱、兼松など一三の商社が、日清、日粉など一五製粉工場および中央食糧管理局とともに、輸入小麦積載船から食糧管理当局引渡(食糧管理指定地—製粉工場または倉庫)までの輸送などの貿易庁の業務を代行したのにはじまる。この小麦輸入協会は昭和二二年五月一日閉鎖機関に指定され、六月一日に、輸入食糧取扱商業組合がこれに代って発足し業務を引継いだ。当時の正会員は全部で一五社で、商社としては兼松、日綿、岩井、日商、湯浅、安部幸などであり、三井、三菱などは準会員(三井三菱は七月三日解体指令で退会)であった。七月より輸送業務が貿易庁から食糧貿易公団にうつり、同一〇月より、輸入船のハンドリングが指名制から入札制に変わった。しかし契約業務は以前どうよう輸入港内本船荷役、貨車輸送、倉庫入れなどに限定されていた。昭和二三年三月、輸入食糧取扱商業協同組合は閉鎖機関に指定され、五月にあたらしく、輸入食糧協議会が発足した。会員商社は日綿、兼松、岩井、湯浅、日商、東食、安宅、第一物産など三七社であった。

このように、戦後、商社は本来の輸出入業務はおこなえず、輸入附帯業務を担当しているのみであった。しかし、昭和二五年三月から麦の、つづいて六月からは米の輸入業務を担当するようになったのである。

「もともと食糧品、特に大麦や小麦の貿易は世界的にみても

(表44) 輸入外麦商社別シェア

(%)

昭和		32年	35年	41年	昭和		32年	35年	41年
商社					商社				
三井	井	11.6	11.7	11.5	加商		1.0	1.0	1.0
日綿	綿	10.9	11.3	11.2	ラサ		0.7	0.7	0.7
三菱	菱	10.0	9.5	9.5	加藤		0.7	0.7	0.6
兼松	松	9.6	9.1	9.0	東貿		0.7	0.6	0.6
伊藤	忠	7.3	7.2	7.2	三洋		0.6	0.6	0.6
丸紅	紅	6.3	7.1	8.3	明和		0.3	0.3	0.3
日商	商	5.0	5.4	5.3	大下		0.3	0.3	—
東食	食	4.5	4.7	4.6	日ト	レ	0.3	0.2	0.3
東綿	綿	2.9	3.2	3.2	伊藤	万	0.2	0.2	0.2
江商	商	2.9	2.9	2.9	太洋		0.2	0.2	0.2
住友	友	2.7	2.9	2.9	一通		0.2	0.2	0.5
ニチリウ	ウ	2.6	2.7	2.7	野村		0.3	0.2	0.2
安宅	宅	2.7	2.7	2.7	野崎		0.2	0.2	0.2
湯浅	浅	2.7	2.7	2.7	大倉		0.2	0.2	0.2
金商	商	2.5	2.5	2.5	浅野		0.2	0.2	—
相互	互	2.5	2.5	2.4	大華			0.1	0.1
岩井	井	2.4	2.3	2.3	和光				0.1
東邦物	物	1.4	1.3	1.3	東邦商				0.1
新東亜	亜	1.3	1.3	1.3	組合				0.1
東通(朝日)	朝日	1.0	1.0	—	明治商				0.1

(食糧庁資料)

少数の巨大国際資本が牛耳っており、日本の商社が活躍し得る余地は少いといわれるなかで、商社は昭和二五年以降、貿易業務を再開したのである。

現在外麦を輸入し、政府に売渡しうるものは、「外国産食糧輸入業者登録規定(昭和四〇年二月二七日改訂)にしたがって登録済みか、食糧庁長官の指定をうけたもので、払込資本金一億円以上の株式会社であるなどの条件を満たす三八社(昭和四一年現在)である。輸入業者は貿易商社別輸入シェアは表44のとおりである。業者の決定は入札でおこない、「船積期間別、種類銘柄別に売渡申込価格の低額のものから売渡人を選択する」(「外国産食糧買入要綱」第五)とされているが輸入実績が重視され談合もなされている。このためシェアはほとんど変わらず

大手商社の占拠率は非常に高く上位五社で約七六％、一〇社では九七％を占めている。

外米麦の輸出国価格の季節的変動、年による変動、船賃の変動などはあるが、昭和三三年度に三菱商事、伊藤忠は三五〇億円から四〇〇億円を、三井物産も約四〇〇億円の外米麦を輸入

しており、東綿、丸紅などがこれにつづいている。

外麦が政府管理から外され、さらに自由化されたばあい、商社にとつては、輸入による安定した利潤獲得のためには国内市場を確保しておく必要がある。大手商社の製粉工業、第二次加工業者の系列化はこれのためである。

(表45) 商社別年間輸入米麦売上金額 (昭和34年度)

輸入米麦売上金額 (億円)	商 社 名
400~350	三菱, 伊藤忠
350~300	
300~250	三井
250~200	兼松
200~150	東綿, 丸紅
150~100	日商
100~ 50	東食, 日綿, 江商
50~ 10	住友, 安宅, 相互, 湯浅

3 国家による原料売却方式をつうじての集積・集中促進政策

以上よりあきらかに、この期に、各大企業はニューマ方式の採用、サイロ、バラ輸送設備の建設などを中心に設備投資をなし、また、商社との資本結合、商社による流通経路の編成替な

どがおこなわれ、独占製粉資本の支配力は強化された。政府の原麦割当方式もこれを促進した。四―二節でみたごとく、製粉資本の集積・集中に忠じて、政府は原麦売却方式を度々改訂してきた。この期には、これまでの改訂以上に、大企業「海工場」に有利な政策がとられるようになった。すなわち、外麦輸入増加のもとで、大企業「海工場」に有利な、立地条件を重視した割当政策が、より積極的に、とられるようになった。

まず第一に昭和三三年度の「枠外」売却制度がある(表37)。「枠外」売却枠は、「基本枠」、「調整枠」(昭和三四年七月一日廃止)にたいする売却枠の一つであり、前期(一年を四期に分けて売却する)の「基本枠」と「調整枠」を全量買受け、さらに当期の「基本枠」と「調整枠」の全量買受けを確約した工場に売却する枠で、原麦所在地における売却(現地売却)であり、製粉工場は購入地から工場までの原麦運送費を自己負担せねばならない。原麦運賃工場負担は、「調整枠」のうち県外売却分から実施されていた。だが、現地売却は「枠外」において、本格化したとみてよい。

いうまでもなく、「枠外」売却枠の特徴はこの現地売却(内麦は産地倉庫、外麦は輸入港頭倉庫)という点にある。工場は運賃自己負担せねばならない。外麦増加という条件を考えれば、「海工場」に有利であることはいうまでもない。さらに、前期の全割当量と当期の全割当量の買入れを確約した工場のみ購入しうるのであるから、零細工場には関係のない枠であ

(表46) 外小麦のうちバラ売却量

年度	外麦バラ売量(A)	輸 入 量(B)	(B)/(A)
34	361,700	2,190,100	16.5
36	575,200	2,181,000	26.4
38	783,500	2,819,000	27.8
41	1,161,000	3,016,000	38.5

(飼料用小麦を除く)

(食糧庁資料)

ろう。したがって生産≡資本蓄積を進める中規模「山工場」と大製粉資本「海工場」の差を拡大する制度である。さらに、この「枠外」売却制度と対応するものとして、昭和三十四年度からとられたバラ売却

ン、値引き総額は二億一千四〇〇万円となる。さらに、昭和四一年では、八五・五%、九九万二〇〇〇トン、値引き額は七月より五〇〇万円に増加しているが、三〇〇〇円で計算して、二億九七六〇万円である。現在サイロ建設費は近促法実態調査によるとン当り三万五〇〇〇円である。バラ値引き制度は食管会計

戦後の日本製粉工業(下)

で企業のサイロ建設資金を支出する制度であり、この制度でもっとも利益をうる工場は、バラ積み専用貨車も、専用トラックも必要としない、大製粉「海工場」である。

さらに、資本の集積・集中を促進するものに、昭和三十三年度に実施された、原料売却枠の譲渡および移転の許可制がある。許可制以前は、企業が設備を増加したばあい、新增設備にたいする原麦割当量は、能力割の二〇%のみで、六ヵ月後はじめ、実績割分を加える(これも中小企業の反対が多く、「五ヵ年間は二割の能力割当のみにして新增設を間接的に抑制せよ」とか、「旧設備更新以外は割当をするな」とかの意見があった)ため、原麦割当量が不足し集積・集中の阻止要因となっていた。これを除去するためのものである。許可制実施後、原料割当枠の獲得を目的とする工場買収(設備老朽化で操業不能状態でも)がおこなわれるようになった。これは、昭和四一年の中小企業近代化促進法指定以前までおこなわれ、枠は割当基準能力トン当り数万円(近促法指定直前、一〜二万円)で売買された。

次に大製粉「海工場」・製粉資本独占高度化・補強政策として位置づけられる学校給食用小麦粉委託加工制度と、飼料用数増産制度についてふれねばならない。

一般加工用小麦の買取加工制度への移行後も、学校給食用小麦粉は委託加工制度が継続されている。学校給食制度は昭和二五年七月アメリカ余剰小麦贈与を契機に発足した。アメリカ小麦贈与時代は翌二六年一月に終り、二六年二月からは小麦

全額国庫負担であったが、その後国庫負担額は徐々に減少している。

学給用原麦小麦は全量外麦であり、年間使用原麦はほぼ二五〇六万トンで国内総原麦使用量の六〇七〇を占め、しかも年々増加傾向にある。

原麦は先にふれたとおり委託加工で、指定製粉工場は規定(灰分 \parallel 〇・五%の粉一定量)の小麦粉を加工し政府に納入すればよく、原料購入資金、市場開拓は全く不要である。しかも加工歩留はマントバ二号 \parallel 六四・五%、三号 \parallel 六五・五%(昭和三九年の「四大

(表47) 規模別学校給食用小麦粉加工指定工場数

(昭和41年会計年度)

月産原麦処理トン数	全工場数 (A)	指定工場数 (B)	原麦加工トン数量 (C)	(B)/(A) (%)	(C)/(B) (トン)
～ 20	252	1	202(0.1)	0.4	202
20 ～ 50	58	5	6,097(2.3)	8.6	1,220
50 ～ 100	74	51	56,211(21.4)	68.9	1,119
100 ～ 150	28	28	42,801(16.3)	100.0	1,539
150 ～ 200	13	10	18,304(7.0)	76.9	1,830
200 ～	38	37	139,444(52.8)	97.5	3,762
計	457	132	263,059(100.0)	28.9	1,990

(資料) 食糧庁

(表48) 学校給食用小麦粉基準加工賃

(22kg包装込)

銘 柄 歩留加工賃 年 月	ウエスタン・ホワイト		ダーク・ハード・ウィンター		マントバ2号		マントバ3号	
	基準歩留	基準加工賃	基準歩留	基準加工賃	基準歩留	基準加工賃	基準歩留	基準加工賃
昭和37. 7	75.5%	円 -25.30	72.0%	円 -64.20	65.0%	円 -171.90	64.0%	円 -185.10
39. 4	75.5%	円 -24.80	72.0%	円 -63.70	65.0%	円 -171.40	64.0%	円 -184.60
40. 4	75.5%	円 -24.80	強力 (マントバ, ダーク・ハード・ウィンター)					
40. 8	75.5%	円 -18.00			66.0%	円 -145.20		
41. 7	75.5%	円 -21.80			66.0%	円 -133.40		
42. 4	75.5%	円 -21.20			66.0%	円 -153.10		
43. 4	75.5%	円 -24.90			66.0%	円 -153.80		
					66.0%	円 -157.80		

(注) 加工賃がマイナスになるのは、敷代金と相殺されるためである。

製粉」中庸設備での食糧庁実験では、マニトバ三号で七七・二九％と非常に低い。残りの粉と数は製粉工場の処分に委ねられ、加工賃はこれを参酌して決定されるが、技術的に優れた工場にとっては有利な点で決定され、工場全体のコスト低下の要因となっているといわれる。

製粉工場規模別指定工場数(表47)は、大製粉工場に多い。特に一〇〇トン以上工場の指定率が高い。二〇〇トン以上工場で総加工量の五三％を加工している。また、昭和三八年より内陸指定工場が転廃業したばあいその枠は「海工場」に指定替えられることになった。ここでも「海工場」への加工集中政策がとられている。委託加工賃はトン当り五〇〇〇円程度と推定されるから、指定工場には非常に有利である。

増産制度の法的基礎は飼料需給安定法にある。

「政府が輸入食糧の買入、保管及び売渡を行うことにより飼料の需給及び価格の安定を図りもって畜産の振興に寄与する」(第一条)という飼料需給安定法が成立したのは昭和二十七年であった。

乳牛は終戦直後一六万頭であったが、二八年には三三万三〇〇〇頭、三一年には四九万七〇〇〇頭と増加した。その他、役肉用牛、にわとりなどの飼養頭数の増加で、飼料需要は増加した。昭和二十七年には広川農相のもとで畜産振興十ヵ年計画がたてられ、有畜農家にたいする利子補給事業(二八年に立法化)がお

こなわれた。飼料価格は、戦前の飼料供給地朝鮮、満州の喪失によって、また、飼養頭数の増加によって、上昇した。このような背景のもとに成立したのが飼料需給安定法である。

頭初、この飼料需給安定の「目的」は、輸入飼料の計画的買入と売却のみによっておこなわれていたが、昭和三三年二月に「一般加工専門工場制度」が発足し、昭和三四年一月には「一般製粉工場における増産加工方式」が発足した。当初、製粉業界の多くは増産専門工場制は経済原則にあわない制度であり、一般製粉業とは両立しないと反対し、大勢は一般製粉加工工場が平行加工することを主張していた。しかし、一部では企業整備に代る製粉業の更生策として評価され、その実現が熱心に希望されていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のため、大企業も非増産工場を「専門工場」としたし、中企業も非増産企業がなる傾向が強かった。

「専門工場」は、政府より、一般工場より約二割安く原麦を買受け、工場は規定歩留(昭和三九年四月以前六〇％、以後五五％)と粒度(六〇〜六五%)で挽砕(単砕)し、所定量の数を所定価格(時価)で、政府指定実需団体(全購連、日鶏連、全畜連、全酪連、全開連、工場会、うち全購連が全体の約四〇％を購入)に売却するものである。

増産専門工場の政府指定条件は日産能力五〇トン以上、年間加工実績二〇〇トン以上の工場となっている。規模別に見れば、五〇トンから一〇〇トン規模工場が一三工場、一〇〇か

(表49) 穀増産用原麦売渡価格と一般加工用原麦売渡価格表

	小麦銘柄	政府売渡予定価格 (トン当り)	専管一般増産別	備考
穀 増 産 用	F A Q(オーストラリア産)	27,625	一般増産	39. 5.14現在
	W. W. (アメリカ産)	28,867	〃	〃
	マニトバ4号 (カナダ産)	27,849	専管	39. 4. 9現在
	マニトバ5号 (カナダ産)	25,251	〃	〃
一般 加工 用	マニトバ3号 (カナダ産)	35,980	一般加工	39. 7. 1現在
	ハード・レッド・ウインター (アメリカ産)	34,500	〃	〃
	W. W. (アメリカ産)	35,200	〃	〃

- (注) 1. 一般増産は「一般製粉工場における穀増産加工方式」による増産である。
 2. 専管は「穀加工専門工場」
 3. 一般加工用原料小麦政府売渡価格は100 kg当り包装込価格から包装費76円を差引き10倍した。
 4. 穀増産(一般増産, 専門増産)工場への売渡価格は裸価格である。

(資料) 食糧庁

ら一五〇トン規模が一〇工場、一五〇トン以上規模が一工場となっている。合計二四工場のうち、大企業工場は日清製粉、日東製粉の各一工場で残りは中企業の工場である。しかし、昭和四〇年現在、このうちの二工場が日清製粉の系列下にあり、他の二工場が日本製粉の系列化(ともに、さきの一般工場の系列化事例に含まず)にあるといわれる。この系列四工場の原麦を購入しており、全工場買受量の三〇%近くを占めている。

一般増産工場のばあいも、原麦売渡価格は、一般加工用原麦売渡価格に比し低い。指定条件は、昭和三四年から三五年にかけて、日産能力一〇〇トン以上、年間加工実績六、〇〇〇トン以上の工場に限られていたが、三六年度以降、日産能力五〇トン以上、年間加工実績、二〇〇〇トン以上工場に引下げられた。指定工場数は当初四六工場であったが、三五年九月に六六工場、三六年四月に一三工場と漸次増加し、四〇年現在で、一三四工場である。「四大製粉」は、日清製粉一五工場、日本製粉一〇工場、昭和産業四工場、日東製粉四工場、合計三三工場となっており、その他日穀(長野県)、東福(九州)、柄木田(長野、大阪)が、各二工場指定をうけている。昭和四〇年度の一般増産工場買受数量は、専門工場の四六万七六七七トンにたいし、四二万五、三八五トンで四万トン余り少い。企業別占拠率では「四大製粉」が約一九万トン(四五%)を購入しており、なかでも、上位二社(日清、日粉)で総買受量の三七・五

(表50) 一般増産工場の穀増産用小麦買受実績

(単位 トン)

年 度 企 業 別	昭 和 34		37		40	
	数 量	%	数 量	%	数 量	%
日 清	11,199	27.3	64,323	18.1	75,976	17.9
日 粉	9,272	22.6	64,346	18.1	83,606	19.7
昭 和	5,954	14.5	16,132	4.5	19,177	4.5
日 東	2,403	5.9	6,343	1.8	10,285	2.4
小 計	28,828	70.3	151,144	42.5	189,044	44.4
中 小 製 粉	12,195	29.7	203,863	57.5	236,341	55.6
合 計	41,023	100.0	355,007	100.0	425,385	100.0

(注) 昭和34年度指定工場数=46 (うち日清=13, 日粉=9, 昭和=4, 日東=2)。37年度指定工場数=126 (うち日清=14, 日粉=10, 昭和=4, 日東=2), 40年度指定工場数=134 (うち日清=12, 日粉=10, 昭和=4, 日東=3)

(食糧庁資料)

%を占めている。穀歩留は、専門工場のばあいと同じく、昭和三十九年三月まで六〇%であったが、四月以降、五五%に改訂された。

この両制度による穀加工工場は、原麦価格が安く、かつ、一般増産工場のばあいは工場の操業度を高めることも可能であり、工場の技術によっては、学校給食用小麦粉の委託加工のばあいと同じく、相当のコスト・ダウンとなる。

さて、この制度の問題点は、次のような点にある。まず、原麦割当量は一般総枠から、専・増産小麦総枠より生産される小麦粉の原麦換算量を差引いて配分しているため、五〇トン以下工場では一般枠もせまめられる。しかしながら、原麦割当が、小麦粉の需給関係によることなく、穀の需給関係によっておこなわれるため、穀需要増加のばあい、必然的に小麦粉過剰の原因となる。このばあい、この制度の原麦売渡価格が安いため、同程度の小麦粉に比し、低価格で市場に出廻る。穀増産指定工場における大企業の比率の高いことはすでにみた。大企業はこの安価な原麦を利用して、小製粉工場の市場を攪乱することができるのである。とくに五〇トン以下の工場の生産・販売シエヤーを著しく浸蝕した。穀増産制度による増産数が、酪農農民にもたらす利益は皆無である。この制度は、大手製粉企業と畜産団体の安定法といっても過言ではない。

つぎの問題点は、挽砕方法が単砕に限定されている点にある。小麦粉は一般に数種類の銘柄の原麦を混合して挽砕(混合

挽碎)する。内麦を原料とする麵用粉のばあい単碎もおこなわれるが、數増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順のため「三七年産特殊用小麦処理要綱」として、三八年二月から九月まで數増産用原麦として利用された。これが唯一の例外である)のため、そのままでは、麵用粉としても、パン用粉としても、半製品としての価値しがなく、他銘柄小麦粉との混合が必要とされる。一般増産工場のばあいは一般加工をおこなっており、また、専門工場のばあいでも、日清製粉、日東製粉のごとく複數工場をもつ企業のばあいは、自社の他工場の製品との混合が可能であるから問題はないが、一企業一工場で専門工場のばあい、単碎粉の需要のないかぎり、他工場に小麦粉を売却せねばならない。専門工場の系列化のばあい、この単碎加工という特殊性が附加される。昭和四〇年現在、他工場に小麦粉を売却している専門工場は最低七工場を数えることができる。

數需要増加にともない、この両制度による數増産用原麦數量は年々増加し、昭和四〇年には、原麦総挽碎數量四二二万七〇〇〇トンのうち八九万三〇〇〇トンの約二五%を占め、小麦粉總生産量二九七万七〇〇〇トンのうち二万六〇〇〇トんで七・三%を占めている。また、この制度による數供給量は總供給量の約三九%を占めている。(輸入數は總供給量の約二二三%、昭和四〇年)。

この制度は、アメリカカ余剩農産物と競合しない方向での選択的拡大としての果樹・畜産振興業の結果であり、原麦はいうま

でもなく、昭和三八年の例外を除き、外麦である。アメリカ帝國主義による日本麦作破壊、日本農業支配機構として作用し、大製粉資本はこの制度を利用して中小企業の駆逐を促進し、自己の蓄積をはかったのである。

中小製粉企業の団体である全国製粉協議会は、五五%^(歩留)の粉を作る製粉技術や製粉機械は中小企業に適したものと⁽¹⁰⁸⁾して、これを中小製粉企業に優先的に加工⁽¹⁰⁹⁾することを、指定条件の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張している。なお、現在、専門工場への原麦売却価格を一般増産工場への売却価格と同額にする「一元化」構想が近代化事業の一環として進められている。

(108) 上村「製粉業の構造変化と体質改善」(中小企業研究センター『会報』第二巻第四号、一九六七年五月号所載)一八ページ。

(109) 政府経済研究所『日本における外国資本』東洋経済新報社、昭和三〇年一月、二九四ページ。

(110) 昭和三八年三月一九日通達「政府所有麦類の委託加工工場の選定基準について」

(111) 中山憲、前掲書、三五四ページ。

(112) 同右、三四九ページ。

(113) 全国製粉協議会『小規模製粉の窮状とその対策』昭和四〇年、三ページ。

(114) 全国製粉協議会『我々の要望する中小製粉企業対策』昭和四一年、八ページ。

(115) 全国製粉協議会『小規模製粉の窮状とその対策』三ページ。

六 「開放経済体制」下の製粉工業「近代化」政策

1 独占資本による「近代化」論

戦前、日本資本主義は、半封建的零細農耕と、植民地農業を基盤とする低米価低賃銀政策、帝国主義的低米価低賃銀政策をとり、戦後は、アメリカの圧力で余剰小麦を多量に輸入し、米価を圧迫しての低米価低賃銀政策をとった。そして、「開放経済体制」期を迎え、この外麦依存政策をさらに徹底しての国際競争力強化の方針をとっている。

製粉工業は輸入外麦増加に対応して、「海工場」能力を強化してきた(表51)。さらに、政府も「開放経済」にそなえて、外麦輸入増と外資進攻を前提としての、製粉工場の強化策を必要とし、原麦の現地売却(本庁) 枠を拡大し(表52)、食品工業コンビナート計画を推進し、「近代化」を推進している。

現地売却(本庁) 枠の拡大は、小麦自由化に備えて、輸入港から工場までの原麦輸送を工場に委ねるものである。小麦自由化以前に、自由化予備段階として、「近代化」を推進せんとするものである。政府は、現地売却の拡大による運賃増加分として、昭和四一年七月以降、普通外麦屯当り二八〇円、強力・準強力外麦を二四〇円値下げしている。食管負担による大企業「海工場」優遇政策であることはいうまでもない。また、四二年七月より、「銘柄間格差是正」の方向がうちだされた。これは従来、

戦後の日本製粉工業(下)

国内における原料銘柄(用途) 別小麦粉価格を基礎に原麦売却価格を決定していたものを、銘柄別国際市場価格・政府買入価格を基礎に決定するよう是正するものといわれる。これも「自由化」準備対策である。

「開放経済体制」期をむかえて政府が作った、渡辺伍良森永乳業副社長を会長とする、食品工業改善合理化研究会の調査報告書、「食品工業白書」(昭和四二年六月)は「当面する最大の問題は開放経済体制への移行、すなわち貿易・資本の自由化に如何に対処するかであり、食品工業施策は、

(表51) 設備能力中臨海工場設備能力占拠率(昭和41年)

		総能力(A)	臨海工場能力(B)	(B/(A))
全	国	29,638.5	8,952.2	30.2
日	清	6,439.8	3,271.1	50.8
日	粉	5,529.9	4,041.2	73.1
昭	和	1,493.0	469.7	31.4
日	東	964.8	744.4	77.2
4	大製粉	14,427.5	8,526.4	59.2

(注) 臨海工場とは、工場付属サイロ所有する臨海の工場とする。

(資料) 食糧庁

(表52) 原麦売却枠の変遷 (その2)

(単位 %)

実績・能力別		事務所 本庁枠別		実施期日		昭40.7.1		
				昭36.4.1		~100	100~500	500~
				~100	100~			
実績割	80	事務所枠	65	60	65	60	55	
		本庁枠	35	40	35	40	45	
能力割	20	事務所枠	65	60	65	60	55	
		本庁枠	35	40	35	40	45	
昭41.7			昭42			昭43		
~100	100~500	500~	~100	100~500	500~	~100	100~500	500~
60	50	35	50	40	15	40	30	0
40	50	65	50	60	85	60	70	100
60	50	35	50	40	15	40	30	0
40	50	65	50	60	85	60	70	100
昭44			昭45(計画)			昭46(計画)		
~100	100~500	500~	~100	100~500	500~	~100	100~500	500~
30	20	0	20	10	0	0	0	0
70	80	100	80	90	100	100	100	100
30	20	0	20	10	0	0	0	0
70	80	100	80	90	100	100	100	100

戦後の日本製粉工業(下)

一六八

(資料) 食糧庁

今後とくに国際的視野にたつて生産性を向上し、国際競争力の強化をはかることを目標において推進されなければならない」としてゐる。

また、植村甲午郎、中山伊知郎、永野重雄らを委員とする日本経済調査協議会、食品部会（委員長、平田敬一郎日本開発銀行総裁、主査、渡辺伍良、森永乳業副社長、食品工業改善合理化研究会会長）は、昭和四一年、食品工業の国際競争力強化のための「提言」をなし、次のように述べてゐる。「最近国民経済的な問題として、食品工業に要請されている事態は、物価上昇の抑制であり、食品価格の国際的割高の是正である」、食品工業の原料価格の騰貴、労賃の値上りを合理化によって、吸収する必要がある。このために「貿易・資本の自由化を促進する政策態度を堅持」せねばならない、としてゐる。

報告書及び「提言」も、食品工業の「生産性向上」、「合理化」を主張しており、両者に特徴的な点は原料対外依存を前提としての「生産性向上」、「合理化」が主流を占めている点である。この点について、『食品工業白書』は「現情では国内農業保護の観点から食品工業の自由な原料の確保が制約されている面が少なくない」、「わが国農業の構造改善の推進に役立つような、また、それを通じて、原料農産物の安定確保をはかりうるような業種に属する食品工業については、農業政策との一体的関連のもとに、すすんで国の援助により育成を図るべきであらう。

また、わが国農業の構造改善とは直接には関係のない食品工業業種については、農業保護という名の下にその発展を制約するような政策をつづけることは、国際経済的にみて大いに不利である」としてゐる。

すなわち、「農業構造改善」に合致するか否かによって、原料を国内農業に依存するか否かを決定せよというのである。「農業構造改善」が「農業生産の選択的拡大」すなわち、アメリカの余剰農産物と競合しない方向での「選択」路線上のものであることは周知の事実である。以上よりいえることは、アメリカ農産物を前提としての食品工業の「生産性の向上」、「近代化」こそ、政府、独占資本の意図する政策だということである。すなわち「わが国の食品工業は概して少量の国内原料と大量の海外原料に依存し、しかも後者への依存率が年をおつて増大の傾向にある。しかるに、これら原料価格の決定が国内原料生産者（＝農民―引用者）保護を理由として国際価格と比較して不当な高価格で定められている。製造コスト中原料費のウエイトが七〇〜八〇％という食品工業にとつて、原料供給面のこのような不合理が抜本的に改革されないかぎり、わが国食品工業の国際競争力強化はほとんど望みえない」、したがつて(1)「国内の零細原料供給源（＝農業―引用者）を保護するよりも、その大量供給体制を確立し、あわせて海外の適地適産原料の確保をはかる」(2)「主要な海外原料については極力自由化を促進して国際価格による有利な入手に努むべきである」(3)「国産原料に

つては、抜本的な農業の構造改善により、国際価格なみ、あるいはそれに近い価格で供給されるよう極力努力すべきである、過度的な措置として、「生産者価格支持政策に代えて当面不足払い方式」を採用すべきである、としている。牛乳の不足払い制度のごとく、必要額以下の予算措置をしておき不足差額を輸入差益でまかなうならば、結局外麦輸入量は増加し、国内麦を駆逐することにはかならないであろう。要するに食品工業強化のためには国内農業の犠牲もやむなしというのである。

「零細原料供給源(＝農業農民―引用者)保護」政策が実施されたことがあるか否か、事実を見ればあきらかであろう。

「零細原料供給源」でしかないのは、独占資本による収奪、アメリカ余剰農産物の圧力、すなわち低米価低労賃政策の結果ではなかったか。この政策の故に、戦後日本独占資本は急速な再編強化をとげたのである。

つぎに「提言」のいうところをきこう。製粉工業については、(1)輸入小麦は食管会計による統制から除外し、自由化する。(2)臨海工場の充実、輸送費の節減合理化と、工場の大形化・近代化をはかる、(3)製粉会社は一次製品である小麦粉の価格引下げに努力するとともに、収益確保のために、経営の多角化を精力的に進めるべきであるとしている。⁽¹⁾⁽²⁾

要するに、小麦を自由化して、国際価格並で、製粉工場が購入できるようにする。貿易、資本の自由化を迎えて、もっとも低米価低賃銀を必要とするときに、小麦の食管管理は国際競争力

を弱めるものである。小麦を自由化し、安く供給できれば小麦粉の消費量は増加し、米価低下要因となり、さらに、米の消費量は減少するであろう。また、工場設備の能率化と多角経営をはかり低価格小麦粉の供給を可能ならしめるようにせねばならぬ。外麦輸入増加は、外貨をより多く必要とするが、それは輸出を拡大することによっておぎなわねばならない。そのためには、さらに食品工業の「近代化」を推進し、低価格小麦粉の生産を可能ならしめねばならない。これが、政府の独占資本の考えである。

2 政府による「近代化」政策

(1) 食品コンビナート

以上の方針により、政府が追求したのは、食品コンビナートと、「中小企業近代化」の名のもとでの中小製粉企業切捨て政策である。

政府は、さきの食品工業改善合理化研究会を昭和三九年(三七年春より食品工業が問題化し、一〇月には「食糧品工業構造改善対策室」が設置されている)に設置した。これは、「自由化」を想定しての企業のあり方を「適正規模」、「適正立地」の面から検討し、企業の体質改善を中心問題とする「体制部会」、「原料部会」、消費構造、将来の需要などに関する「需要部会」、それに最も重視された「コンビナート部会」の四専門部会にわかれる。

この「コンビナート部会」の資料によると、食品コンビナートの設置目的は「食品工業が開放体制への移行に対応して国際

(121)

競争力を身につけること」にあり、具体的には穀物サイロを中心に「数種の食品工業及び関連産業が……パイプ又はベルトコンベアーにより結合され……原料製品の輸送過程の諸経費及び中間商業利潤を節約し、……コスト低下して、原料の総合利用、副産物、中間生産物の効率的利用、市場への安定等を可能ならしめる」ものとせられている。種類としては、「輸入農産物の加工を中心として形成される臨海コンビナートと国内農畜水産物を原料とする原産地コンビナート」があり、原産地コンビナートは「農業選択的拡大を容易にすることを前提として、当然、畜産コンビナート、果樹園芸コンビナートが中心となる」とせられている。⁽¹²²⁾しかし、現実には、製粉、製油、製糖工場をキー・インダストリーとし、麵、パン、マカロニ、ケーキミックス、マーガリンなどの二次加工工場をプランチ・インダストリーとする「臨海コンビナート」が積極的に推進され、内陸・原産地コンビナートは皆無である。

昭和三十九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水島、日向細島、神戸東部、八戸、小名浜、芝浦、中部(愛知、岐阜、三重)、泉佐野、などが開発銀行の融資で予定された。現在、石巻、鹿島、船橋、日明(北九州市)、鹿児島、大船渡(岩手県)などがこれに加わり、日向細島、芝浦が立消えになつていようである。

このうち、キー・インダストリーに製粉を含んでいるもの、もしくは含む予定のものは、石巻、鹿島、千葉(千葉製粉、日

清製粉)、船橋(昭和産業)、神戸東部、日明、博多(東福製粉、太陽製粉)などである。このうち、千葉食品コンビナートは予定用地面積約八三万平方メートル(契約済約五七万平方メートル、土地売渡価格、坪当り一八、五〇〇円、水際線、一メートル当り五〇万円―昭和三十九年現在)で、完成後は日本最大の食品コンビナートとなる。また船橋(完成後サイロ能力一万吨、用地六・六万平方メートル、土地売渡価格、八、〇〇〇円―昭和三十五年一月)と神戸(サイロ能力五万吨、用地面積、六・七万平方メートル)は昭和産業とその系列会社によるコンビナートである。昭和産業はこの他、鹿児島にも建設予定である。(神戸にはこの他に、東洋綿花が六万吨のサイロを建設し、製油、飼料、食品メーカーを統合するコンビナートを建設予定、その他三井物産も食品コンビナートを建設予定)。

用地造成は、府県市がおこない、安く売却している。進出企業は、大手商社、およびその関係会社が多い。製粉企業では、大手では昭和産業(昭和産業は製油メーカーでもある)がもっとも積極的である。同社は「四大製粉」のうちでは「海工場」能力の比率がもっとも低く、原料対外依存政策のなかでは「海工場」能力を増加させる必要がある企業である。大手では外に日清製粉、中型では、千葉製粉、東福製粉、太陽製粉などがある。

コンビナートによる経費節減額は種々試算されている。一例として、年間原麦処理量一五万吨(小麦粉一・二万五、五〇〇トン、穀一三万四五〇〇トン。日産能力一三二〇〇トン)のばあい、

コンビナート内消費による流通経費節減額は小麦粉トン当り三、七〇〇円、穀トン当り一、六四〇円とされ、コンビナート内消費率を小麦粉 \parallel 三〇%、穀 \parallel 二五%とすれば、一億四、二〇〇万円（他に管理費も節減される）となる。

現在でも、製粉工場の操業度は非常に低く、零細工場では一〇%以下である。にもかかわらず、新たに食品コンビナート（いくつかのコンビナートでは製粉工場がキー・インダストリー）を建設することは、外麦輸入に適した立地に、高能率工場を建設し、零細製粉資本の「山工場」を駆逐し、低労賃の基盤として、低価格小麦粉を供給することにある。

そして、それは価格面での米食にたいするパン食の競争力を強め、アメリカ農産物市場の拡大、国内農産物である米の駆逐をもたらすものといえる。

食品コンビナート地域ではないが、輸入穀物受入れサイロへの外国資本の進出もつたえられる。

(2) 中小企業整理政策

政府は、「近代化」政策として、一方において、食品コンビナートを積極的に推進したが、今一つ、中小企業近代化促進法による、中小製粉企業の切り捨て政策を実施した。

政府が「中小企業の近代化」を目的に、中小企業基本法、中小企業近代化促進法を制定したのは昭和三八年であった。

昭和四一年には製粉工業が中小企業近代化促進法の指定業種

となった（除、「四大製粉」と富士製粉）。製粉工業にたいする近代化の要請は次の点にあるとせられてゐる。

「近年わが国の開放経済体制への移行に伴い、原料小麦が食糧管理制度下にあるとはいへ、小麦粉が国際商品であることから小麦粉製造業の国際競争力の強化が要請されてきている」しかしながら「他方、近時、人件費、輸送費等の値上りがみられるが、製品である小麦粉は、主食であるためその値上げの消費者家計に及ぼす影響が大であるため生産力の向上により、これを極力吸収するよう要請されている」。「要請」が何によるかはあきらかではないが、ともあれ、「開放経済体制」を迎えての国際競争力の強化と、低労賃の基盤としての低価格小麦粉の必要から、製粉工業の生産性をあげねばならない。このことが要請されている、ということである。

このような、内外の「厳しい」経済条件のなかで、国内では大企業と中小企業の企業間格差はますます拡大しつつある、として、「大企業に伍して中小企業がその経営を確立してゆくためには、大企業と中小企業との企業間格差を解消することが急務である」とされる。資本主義社会で「企業間格差を解消」するなどということは全く不可能であるが、ここでは問わない。政府が如何なる方法を考えているかを見よう。

政府はこのために「企業構造の高度化」、「適正生産方式の導入」、「設備の近代化」、「経営管理の合理化」などをする必要

があるとしている。

調査の結果製粉工業においては技術は大規模工場ほどすぐれているが、収益性の面では規模との関連が明確でないとの結論のもとに、「適正生産方式」として三種の方式を決定した。すなわち①日産設備能力がおおむね四〇〇トンの臨海工場、②月産設備能力がおおむね二四〇トンの外麦と内麦を挽砕する内陸工場、③日産設備能力おおむね一〇〇トンの主として内麦を挽砕する内陸工場の三方式が設定された。

この適正生産方式工場の新設、臨海共同穀物サイロの建設、合理化施設の導入および製粉部門の廃業助成のために、協同組合全国製粉協議会（中小製粉企業団体）、製粉協会（大型製粉企業団体）、増産ふすま中央協議会、飼料小麦加工専門工場会など四団体によって、「自主的」な「近代化」事業実施を目的とする製粉振興会が昭和四一年に結成された。主な任務は、製粉企業「近代化」基金積立と「近代化」助成事業をおこなうことにある。「近代化」助成事業の内容は、さきの(1)適正生産方式工場の新設、(2)臨海共同穀物サイロの建設、(3)合理化施設の導入、(4)廃業工場に助成金および見舞金をだす、というものである。この「近代化」基金の積立は、四二年七月一日より、製粉工場が政府から原麦を購入するばあい、トン当り一定金額の拠出金（表53）を出す方式で実施された。拠出金の額は、一般製粉用原麦購入のばあいはトン当り二〇円、バラ買受のばあいはその上に二五円、その他同倉加算金二五円が加算されるな

どして、近代化実施期間の昭和四二年から四六年までに総額二〇億円余りが積立てられる予定である。

この積立金（先の外に国内産麦生産奨励金などがある）額に相当する金額は政府から原麦購入時に同時に支払うことになっている。しかし、積立金分だけ原麦価格は引下げられたため、工場の支出額は以前と変わらない。

「近代化」事業にたいする助成額は（表56）のとおりである。適正生産方式工場新設のばあい最小規模を前提としても、この助成額は建設費の数%であり、共同サイロ、合理化施設の導入のばあいも含めて、助成は利子補給の意味とおもわれる。しかし、廃業見舞金は、近促法実施前の割当枠売買価格よりも相当高く、積極的な廃業促進策といえる。とくに六九年一〇月から七〇年九月までの廃業工場には、日産設備能力トン当り二〇万円（通常一〇万円）が支払われる。

昭和四四年六月末までの助成状況は廃業見舞金に二億二、三〇〇万円、工場新設に一、九七〇万円、合理化施設導入に、五、〇八〇万円、合計二億九、四〇〇万円が支出されている。

廃業見舞金—廃業促進費が七二%を占めている、四四年六月末現在の廃業工場数は七八工場（能力一、四七〇トン）である。

廃業工場数は今後増加するであろう（表55・57）。この積立金制度は、積立金額に相当して原麦売渡価格が値下げされているから食管会計による廃業促進政策である。大製粉資本による小製粉資本駆逐資金の政府肩代り策である。

(表53) 製粉会社の製粉振興会にたいする積立金

(トン当たり円)

積立種目	67年7月1日より	68年7月1日より	69年7月1日より
① 近代化基金	20	20	20
② パン対策費	41	—	—
③ 生産奨励金	178	133	200
④ 同倉加算金	25	25	25
⑤ パラ	125	125	—
⑥ 専増産用共通枠	300	300	300
⑦ M4積立	170	340	510
⑧ H・W積立	175	350	525

戦後の日本製粉工業(下)

(注) パン対策費は、外麦値上げにともなうパン価格値上げ抑制費(68年廃止)。生産奨励金は、国内産麦の管理改善対策(契約栽培)実施に伴う生産奨励金。同倉加算は、工場付属の政府指定倉庫から同工場が買受けるばあいの積立金。パラは、原麦をバラで購買するばあいの積立金(69年7月より200円となる)。専増産用共通枠は、ハード・ウインターのH.P.(High Protein 13%以上)購入時の積立金。M4積立は、穀専門工場がマニトバ4号を購入するばあいの積立金。H.W.積立は穀専門工場がハード・ウインターを購入するばあいの積立金。各工場は該当種目の積立をおこなう。

(表54) 製粉企業近代化資金積立状況

(66.7~69.6)

近代化積立	一般製粉用近代化積立	172,766,369円
	パラ積立	719,620,075
	同倉積立	51,080,505
	専増産共通枠積立	156,156,528
	小計	1,099,623,477
一元化積立	M4積立	75,814,666
	N.S.W積立	4,584,791
	H.W.積立	185,203,822
	小計	265,603,279
合	計	1,365,226,756

(表55) 近代化資金支出状況

(69.6月まで)

	助成項目	対象工場数	金額(円)
一般近代化	適正生産方式工場新設助成	5	19,752,900
	臨海共同穀物サイロ建設助成	—	—
	合理化施設導入助成	81	50,862,700
	廃業見舞金	78	223,221,200
	小計		293,836,800
一元化助成		23	123,323,800
合	計		417,160,600

一七四

合理化設備導入については、中小企業金融公庫による近代化促進特別貸付制度がもうけられ、税制面では「中小企業の機械等の割増償却制度」「合併の場合の課税の特例」などの特別措置がある。昭和四二年度中の、製粉工業部門の近促貸付利用状況は一億四、五〇〇万円である。

要するに「企業間格差の解消」は中小企業の切捨て、中堅企業のある。一方において廃業を促進し、地方、食品コンビナートなどで「海工場」能力を増加させることが現在の政府の製粉工業政策、低米価低賃銀政策である。

(116) 全国食生活改善協議会『食品工業白書』一九六七年八月、二一八ページ。

(117) 日本経済調査協議会『日本食品工業』至誠堂、昭和四一年一月、二二七ページ。

戦後の日本製粉工業(下)

(表56) 近代化助成額

1. 適正生産方式工場の新設にたいする助成

	100～200トン未満	200～350トン未満	350トン以上
合同・協業化によるもの	6,000千円以内	14,000千円以内	24,000千円以内
個別企業によるもの	3,000 //	7,000 //	12,000 //

2. 臨海共同穀物サイロの建設にたいする助成
小麦収容能力トン当り1,400円以内とし、一施設当り7,000千円を限度とする。
3. 合理化施設の導入にたいする助成
施設によって助成率は2種(単価×2.5%, 単価×1.5%)ある。
4. 製粉部門を廃業するものにたいする見舞金の支給
 - 1) 昭和41年7月1日現在の日産設備能力にトン当り100,000円を乗じて得た額
 - 2) 昭和40年度政府麦処理実績にトン当り1,600円を乗じて得た額
(製粉振興会『近代化助成事業について』昭和42年8月p.8～11)

(表57) 「近代化」事業としての規模別廃業工場数

(69年6月末現在)

	企業数	設備能力	見舞金支給額
20トン未満	49	296.0トン	32,481千円
20～50	20	554.1	71,877
50～70	5	282.6	47,188
70～100	3	222.8	55,523
100～150	1	113.3	16,152
150～200			
200トン以上			
計	78	1,468.8	223,221

戦後の日本製粉工業(下)

一七六

- (118) 『食品工業白書』二一三ページ。
- (119) 『日本の食品工業』二二八ページ。
- (120) 同右、二三三ページ。
- (121) 『食品工業改善合理化研究会検討資料』(コンビナート部会「食品工業コンビナート」についての問題点」の部) 昭和三九年九月一八ページ。
- (122) 食糧庁食糧品工業構造改善対策室『食料品工業の前進のため』昭和三八年、四三ページ。
- (123) 『食品工業改善合理化研究会検討資料』一七ページ。
- (124) 『食品工業白書』二三五―二三七ページ。
- (125) (126) (127) 『小麦粉製造業中小企業近代化基本計画説明資料』

むすび

戦後、統計にあらわれている製粉工場のみでも、一時は約四、〇〇〇工場あった。しかし、昭和四三年には三八五工場に減少している。こんごその数はさらに減少するであろう。この急速な減少を特徴づけるものは、従属的国家独占資本による再編政策であった。それは、原料の外麦への編成替と、「山工場」の整理、独占製粉資本「海工場」強化の政策であった。

現在政府は、一方において「古米」と稲作削減を問題としながら、他方では「食品コンビナート」を建設し、外国農産物受入れ体制を強化している。これは戦後日本独占資本主義がアメリカを頂点とする帝国主義体制の一環に組込まれ再編強化さ

れ、その余剰農産物市場とされたことに規定されている。余剰外国農産物に依存しての食糧政策は、国内農業開発に必要としたであろう国家資金を工業部門にまわすことを可能ならしるとともに、農業部門から労働力を折出しての重化学工業中心の「成長」を容易ならしめた。それとともに、食糧基盤として、戦前の国内の前「近代」的農業生産関係と植民地農業を利用しての低米価低賃銀政策による輸出力強化策に代るに、国際商品である小麦、しかも「先進国」からの小麦、に依存しての食糧構造によるところの低賃銀政策による輸出力強化政策を必然化した。それは国内収奪機構を、より「近代化」し、資本対賃労働の矛盾をより鮮明ならしめる。余剰農産物を前提とする低米価低賃銀政策の実現機関として再編されてきた製粉工業は「開放経済体制」に備えて、さらに生産力と独占度を高め、国内農業と米作との対立をますます強め、外国市場への進出を意図するのである。

(一九六九・一〇・一五)